

第三十八回国会 農林水産委員会 議院 農林水産委員會議録 第二十八号

昭和三十六年四月十二日（水曜日）

午前十一時八分開議

出席委員

委員長 坂田 英一君

理事 秋山 利恭君 理事 大野 市郎君

理事 小山 長規君 理事 田口 長治郎君

理事 丹羽 兵助君 理事 石田 宥全君

理事 角屋堅次郎君 理事 芳賀 貢君

安倍晋太郎君 飯塚 定輔君

金子 岩三君 川村 善八郎君

小枝 一雄君 田邊 國男君

谷垣 專一君 中馬 辰猪君

寺島隆太郎君 中山 榮一君

野原 正勝君 藤田 義光君

本名 武君 前田 義雄君

松浦 東介君 森田 重次郎君

八木 徹雄君 米山 恒治君

片島 港君 川俣 清音君

北山 愛郎君 東海林 稔君

中澤 茂一君 橋崎 弥之助君

西村 関一君 山田 長司君

湯山 勇君 稻富 稔人君

玉置 一徳君

出席國務大臣

農林大臣 周東 英雄君

出席政府委員

農林事務官 大澤 融君

農林事務官 坂村 吉正君

農林事務官 伊東 正義君

農林事務官 齋藤 誠君

農林事務官 安田 善一郎君

農林事務官 齋藤 誠君

農林事務官 安田 善一郎君

農林事務官 安田 善一郎君

農林事務官 安田 善一郎君

農林事務官 安田 善一郎君

農林事務官 安田 善一郎君

農林事務官 安田 善一郎君

農林事務官 安田 善一郎君

四月十二日

委員倉成正君、館林三喜男君、綱島正興君及び足鹿寛君辞任につき、その補欠として川村善八郎君、前田義雄君、米山恒治君及び川俣清音君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員前田義雄君及び川俣清音君辞任につき、その補欠として館林三喜男君及び足鹿寛君が議長の名で委員に選任された。

四月十一日

農業基本法案（内閣提出）反対に関する請願（多賀谷眞君紹介）（第二二七号）

公有林野等官行造林地の森林開墾公団に移管反対に関する請願（西村力弥君紹介）（第二二七号）

同外八十二件（川俣清音君紹介）（第二二五号）

同外三件（村山喜一君紹介）（第二三五九号）

同（森本靖君紹介）（第二三六〇号）

農業災害補償制度改正に関する請願（柳田秀一君紹介）（第二三六六号）

同（前尾繁三郎君紹介）（第二三五八号）

同外二十九件（白濱仁吉君紹介）（第二四六四号）

甘し上糖業の安定策に関する請願（有馬輝武君紹介）（第二四五八号）

は本委員会に付託された。

本日開議に付した案件

農業基本法案（内閣提出第四四号）

農業基本法案（北山愛郎君外十一名提出、衆法第二二二号）

農業基本法案（天田勝正君外二名提出、参法第二三三号）（予）

農林水産業の振興に関する件（飼料の需給問題）

坂田委員長 これより会議を開きます

農林水産業の振興に関する件について調査を進めます

この際、飼料問題について政府に説明を求めます。周東農林大臣。

○周東農林大臣 最近、飼料の需給関係からいまして、飼料の値上がりがありまして、これに対してどういう措置をとるべきかという点について研究いたしました結果、この委員会でも申し上げたかと思いますが、緊急対策として、さしあたり、ふすまの増産、また、ふすまの輸入、大麦・はたか麦の飼料化に対する問題、大豆かすの売却、その他の植物油かすに関する処理、フィッシュ・ミールに対する処理、飼料用脱脂粉乳に対する処理等について案を立てました。

ことに、ふすまの増産に對しましては、三、四月の計画をいたしまして大体八万八千トンの増産の計画を立て、専管小麦の分の中で五万四千トン、一般の増産について三万四千トン、合計八万八千トンの計画を立て、これらの増産をいたしますについて、工場については、従来六十六工場が指定されておりましたのを百二十工場にふやして実施するという形をとったのであります。そのうち、今日まで着手実施に移りましたのが、大体合計いたしまして四万トンでありました。進捗率は四六％であります。なお、そのあとの五四％であります分は、四月中旬ないし下旬において残余を遂行いたす計画になっております。今日まで実施に移りました四万トンの内訳は、専管小麦について二万九千トン、増産一万一千トン、こういう形になっております。それから、工場の増加につきましては、四月二十四日大体増加する工場が指定されることでありまして、今後の動きになって参ると思ひます。

次に、輸入ふすまにつきまして、三月、四月の計画は大体四万トンであります。そのうち実施に移しましたのが二万一千トンでありました。約五三％

に当たっておりますが、残りの分が四月中旬までに二万トン実施されるものと思ひます。これらの実施に移しました二万一千トンは隨意契約をもつて農協に払い下げるといふ形にいたしております。

それから、第三番目の計画としまして、一般の製粉工場に對するふすまに對する協力要請の問題があります。この要請に従つて、この十一日に回答が参りました。これについて数量約一万五千トンで予定しておりますが、これは回答がありまして、四月から五月にかけてまして実施に移されるものと思ひます。

それから、大・はだかの飼料化の問題であります。これにつきましては、農協に對して直接払い下げるといふことのために必要数量の申し出をとっておりますが、まだ全部申し込みが参っておりぬようでありまして、四月十日から売り渡し実施を準備し、その申し出によつて隨意契約をもつて売却をいたす予定になっております。従つて、これが実施に移されまして、麦ぬかは従来の倍以上の増加になるものと考えます。

それから、大豆かすの売却であります。これが三、四月の計画六万トンであります。今日まで実施いたしましたのが二万五千トン、約四二％であります。これが残余は四月中旬ないし下旬までに全部済んで参ると思ひます。それから、その次に、飼料用の脱脂

粉乳であります。これは、学童給食用の脱脂粉乳を一時立てかえて、あと輸入によって補うという計画であります。これが大体千二百五十トンの予定になっております。そのうち三、四月のものとして実施済みが七百五十九トン、六一％実施済みでありまして、四月下旬までには残余五百トンの実施に移すつもりであります。

これらの点を総合して見まして、こまかい点はお尋ねによって事務当局からお答えさせていただきますが、大体において、麦ぬかあるいは脱脂粉乳等の価格、ふすまについての価格等は、一般の市場価格よりも安い価格で出すように指導し、また、その方向に向かって進んでおりますので、まだ全部とはいきませんが、麦ぬかなりその他二、三のものについてはやや値下がりの傾向を見せております。

以上が緊急措置に対するその後の大體の経過であります。

○坂田委員長 ただいまの説明について質疑の通告がありますので、これを許します。芳賀委員。

○芳賀委員 ただいまの飼料問題について大臣にお尋ねする前に、一点大臣にお尋ねしたい点があるのです。

それは、大臣が岩手県の盛岡に先般行かれて、そのとき記者会見を行なつた際、今国会において農林省関係の法案については、政府提出の農業基本法についてはあくまで今国会で成立させるが、その他の関連法案については今国会で成立は期待しない、次期国会において関係法案は成立させる、こういうことを言ったという記者発表が新聞に記載されておるわけです。これは国会の審議上非常に重大な問題だと思

う。内閣が法律を提案した場合は、国会に審議を求めて当然これはその会期中に成立させたい、そういう意図で内閣から法案が出されたと思うが、所管の農林大臣が、農業基本法だけは今国会で成立させるが、他の関係法案に対しては次期国会で成立させると言われたという事は、どういう意図でそういう御発言をなさったか、明らかにしてもうたいたい。

○周東國務大臣 これは全く意外なことをお尋ねであります。私は、そういうことを言うことはございせんし、言つた覚えもございせん。どういふ形でお聞きになったか知りませんが、私は、はっきり、この間の盛岡の会場におきまして、むしろ逆に、二、三年間もずいぶん研究したとおっしゃいます社会党さんの方もよほど自信を持ってお出しになった、私の方も自信を持って出しておる農業基本法に対して、これは本国会でなくて次期国会に継続審議するというようなお話だが、なかなかこれは困つた自信のない話だという話をいたしました。私は、政府提案の法律に関して、農業基本法だけ出たらあとは次期国会でよろしいというのを申すわけもありません。これは申しておりません。

○芳賀委員 これは中央の新聞に記載されたのだから、われわれはそういう事実があるというふうに判断して今質問したのですが、こういうふうな書いている。農業基本法は今国会で成立するよう努力する、関係法案の成立は次の国会になるだろう、以下は日ソ漁業交渉について述べられておるのですが、これは、今大臣が、そういうことは絶対言わぬというのであれば、それを信頼し

たいと思いますが、やはり、この国会は農政国会とも言われて非常に関心が当委員会に集中しておるときでありますから、出された法案についてはすべて同様に考えて、熱意を持って政府もその審議に臨む、そういう態勢をぜひ整えておいてもらいたい。

○周東國務大臣 申すまでもありません。どの新聞か知りませんが、たくさん新聞が来ておられましたから、どうかおただしを願いたい。そういうことを私が言うはずありませんし、そういう点には一切触れておりません。

○芳賀委員 では、質問に移ります。第一点は、先月政府は飼料需給安定法による飼料需給計画の改訂を行なつたのであります。その改訂を行なつたわけですが、この計画の改訂内容について大よその点を説明願いたいと思ひます。

○周東國務大臣 計画改訂は別にないのであります。三十六年度における緊急対策を立てたのであります。

○芳賀委員 いや、三十五年度の計画の一部改訂をやつたのじゃないですか。やらないのですか。

○花園説明員 便宜私からお答え申し上げます。

この三月に行ないました飼料需給安定審議会は、三十六年度の飼料需給計画を諮問いたしましたわけでございます。ただいま芳賀先生の仰せられました計画改訂の件は、昨年十月におきまして三十五年度需給計画の一部改訂を行なつたわけでございます。

○芳賀委員 この点は、衆議院の予算委員会等においても、飼料事情が逼迫しておることから、三十五年度の飼料の需給計画に大きな現実の狂いが来て

おる、それで、速急に飼料審議会を開いて三十五年度計画についても改訂を行なつて、その事態に適應するように急ぎ対策を進めようという言明が農林大臣からあつたわけですね。その後、審議会が開かれたのであつて、当然、これは、三十五年度の計画改訂というものを進めて、それに基いて具体的な飼料需給対策というものを進めるべきであるにもかかわらず、審議会を開いておきながら改訂をやらぬというのはどういうわけですか。

○周東國務大臣 それは、ただいまお話をいたしましたように、緊急対策としての一つの案を御審議願つたのであります。その中におのずから過去の問題についての増加変更もあるであります。私は、行き方として、目下非常に緊迫しておる飼料の問題について、その緊急対策というものを立てて、それを諮問するという事で何ら差しつかえないと思ひます。

○芳賀委員 それではお尋ねします。この計画で問題になるのは、各飼料年度における期末のいわゆる在庫数量、それは次年度のいわゆる期首の繰り越し数量ということに当然つながつていくわけですね。ですから、改訂をしないままでは間違ひがないのだということになれば、期末の繰り越し高というものは相当大量に上つておるわけですね。飼料が逼迫しておる中においてこういう相当多くの数量をかかえておるという事は非常に不合理だと思ひます。ですから、現実の期末における繰り越し数量というものが、各品目についてどういう内容になっておるか、その点の事態を説明しておいてもいい。計画と、それに対する事態

です。ね。

○花園説明員 便宜私からお答えいたします。

飼料の三十五年度年度の翌年度への一応の繰り越し数量といふものは、三十五年度末におきまして緊急対策実施後における繰り越し数量の差のことに若干なると思ひますので、そのことについてお答えいたします。

三十六年度の需給計画の策定にあたりまして、三十五年度末の持ち越しをいかに見たかということでございますが、三十五年度末の繰り越しにつきましては、ふすまについて四万五千トン弱でございます。それから、小麦につきましては十三万三千トン、大豆につきましては四万二千トン、脱脂粉乳につきましては五百トンというふうな数字を、一応われわれといたしましては三十六年度の需給計画の年初持ち越しとして考えたわけであります。しかしながら、ただいま仰せられました通り、こういう緊急時にそういう大きな持ち越しがあるということになれば、ほとんど売れという事でございまして、そういう観点におきまして、われわれといたしましては一応三月中旬以降におきましてこの緊急対策といたしまして若干の放出量の増をいたしましたために、ふすまにおきましては約二万トン、小麦におきましては、そのままだ、大豆におきましては、これは大豆かす換算でございますが、当時の到着ベースのズレを一応別にして、大豆がすで一万三千トン、それから脱脂粉乳はその通りであります。そういうふうな減少を見ております。この持ち越し量の減少は、当然三十六年度の年度末

におきます持ち越し数量に影響が出て参るわけでありまして、その点は、三十七年度の需給計画を立てます際に、この持ち越し数量をさらに改訂して参る、またはそのための多少の繰り上げ輸入をいたすことになるかと存じます。

○芳賀委員 それでは、三十五年度末の期末繰り越し残高というのは、現実にはどういうことになっておりますか。

○花岡説明員 ただいま申し上げましたのが現実の姿になっております。持ち越し数量の中には、特に大豆が等々につぎまして、船便その他の関係で若干到着のズレがありまして、これは、一応買い付けておりますけれども、現物としてはまだ日本の領土内に入ってきておらぬというものがございまして、その意味で、ただいま申しましたいわゆる計画上の持ち越し数量と現実の数量とは違つてございまして、それは大豆がすつきましてそういう結果が出てゐるということでありま

す。○芳賀委員 ですから、事実上計画にそつが来て、そのままで三十六年度の計画が立つたとすれば、三十六年度の当初の繰り越し高は狂つてゐるでしょう。すでに最初から計画と違つておるのじゃないですか。

○花岡説明員 ただいま三十六年度の当初計画が違つてゐないかというふう

に判断して申しましたが……。

○芳賀委員 どちらも狂つてゐるではないか。

○花岡説明員 三十五年度の計画とい

たしましては、一応次期への持ち越し数量としては狂つてゐるわけでありま

す。三十六年度の当初計画といつ

ては繰り受け数量が違つて参るわけ

でございまして、これは当然その後の

三十六年度におきます飼料の輸入を促

進いたしましてこれを補つて参ること

になるわけでありまして、

○芳賀委員 だから、計画をこうい

ふうに狂つた場合は、三月にわざわざ

飼料審議会を開いたのですから、そこ

で三十五年度の計画の改訂を行なうの

が当然でしょう。そうして、繰り越し

残高を大体現実に合うような計画に直

して、事態に合うものが三十六年度の

当初の繰り入れ高ということになるで

しょう。そして最初から三十六年も狂

わなないものが行なわれるということに

なるではないか。だから、そういうば

かばかしの飼料審議会というものはや

る必要もないじゃないかということに

なるのです。一体何のために審議を

開いたわけですか。でたらめなことば

かりやつてゐる。

○周東閣議大臣 ちよつと異なお尋ね

だと思ひますが、三十五年度に飼料の

関係は非常に需要が伸びて計画上放出

が足らなくなる、それで、三十六年度

に持ち越しを予定した数量からこれを

出して緊急対策を立てる、そのことを

一緒に緊急対策として私は飼料審議会

にかつてゐる。そのことは、当然、内

容としては、あるいは御指摘のような

三十五年度の持ち越しすべき数量が

変わつて参るという意味においては計

画が違つてくるかもしれない。しか

し、そのことは、当然緊急対策として

従来の行き方に応じてこういう行き方

をするということを立ててゐるので、

私は差しつかえないと思ひます。同時

に、三十六年度も狂うのではないかと

して、ぬかにしてお渡しするのでは
ない。しかし地方によってはそういうか
ぬ場所がある。しかも、現在希望を
取っているが全量とは来ておりません
よ。だから、そういうものはその地方
において精麦業者を通じてぬかにして
出す。これは現状に合った姿だと思
う。私どもの答弁はちつとも違っ
てもおらなければ、あなたの方の要求に
よって、必要な場所には出してくれ
というから出している。今の食糧長官の
話も必要なところにはそつちで出す、
片方はぬかが足らぬからぬかで出すと
いうことで、しかも、今度はぬかにつ
いては精麦に行く場合のぬかに関する
価格のことまで私は考えている。

○石田(省)委員 関連。

ただいまの答弁ですがいろいろな条
件があるわけですね。設備の整ってこ
ないところへ出しても困るというこ
で、圧偏または挽砕をする設備を有し
ているということが条件になっている
わけですね。それはいいといたしまし
て、特に新潟県の豪雪地帯などで輸送
力の非常に困難なところから、最近毎
日のように、あすのえきもない、何と
か頼むというような電報がずつと入っ
てきているわけですね。そこで、そうい
う麦作地帯でないところ、大・はだか
というようなものはほとんど作ってお
らない、貯蔵されておらない地域、そ
ういうところの農協が申請し希望した
場合にもそういうところへも回してや
れるかどうかということが一点。もう
一つは、山村等において施設のない農
協の場合に、これは連合会の施設が付
近にあり、いろいろな経済上の事情等
によってそれは連合会へ払い下げをし
てもらった方が都合がよろしいという

ような場合には、連合会も対象にして
もらえるかどうか。それから、第三点
は、末端の実需団体に渡るときは価格
というものが幾らになるか。この三点
について、長官からでもけっこうです
からお答え願いたい。

○須賀政府委員 今回の農業団体に払

い下げます大・はだか麦は、ただい
ま御指摘がありましたようにいろいろ
条件をつけております。と申しますの
は、これは農家から買い上げました麦
を再び農家へ売り戻すという形になる
わけでございます。むしろ食糧の従来
の仕事の建前から見まして非常に異例
な場合に当たるわけでございます。そ
れでいろいろ条件をつけております
が、農業団体が買ひまして、これをその
構成員に圧偏または挽砕をして売り戻
すというところを建前としたしておるわ
けであります。これは、大・はだか麦が
飼料用として使われております本来の
形から考えてみますと、大体、農家
が作り出したものを、飼料用または自
分で飯用に供するものを自分の手元に
残しまして、その残余の部分を政府に
売っておるというのが従来の形であり
ます。従いまして、粒えきに使用さ
すものは、通常の場合は農家の手元に残
しておるわけでございます。今回の場
合は、建前といたしましては、当面、ふ
ま、麦ぬかが非常に足りない、それを
政府手持ちの大・はだか麦で補給をす
るという建前をとっております。やは
り、そういう形で使われる建前のもの
だという考え方をとおしております。あ
りまして、対象は単位農協を対
象といたしております。これは大体現
物がそれぞれ地方に散在をいたしてお
ります単位農協の倉庫に入っております

う姿のものが一番多いわけございま
す。輸入飼料のごとく、港に入って参
りまして、中央団体等のルートから流
れていくというふうなものでございま
せん。現実には地元にあるものでありま
しても、需要量等をまとめますにつきま
しても、やはり、単協から、私の組合
へこういう程度のものをほし、それ
に対して政府が直接売っていくという
形が一番端的であり、また時間的にも
むだがないという考え方をもちまし
て、単位農協を対象といたしております。

それから、麦作地帯でない農協につ
いてはどうかというお尋ねでございま
すが、これは、建前といたしまして、
どうしても、あり場所あり姿のまま
で渡すというふうな考えざるを得ませ
ん。遠隔地まで政府が運送していくと
いうわけには参りません。それで、あ
り場所あり姿のまま払い下げを受
け、大麦につきましては一俵二百円
で売却する考えでございしますが、そ
れで払い下げを受けまして飼料として
使っても経済的に引き合ふという条件
でないとなかなか従って、そういう条件
で使います農協に使っていただくとい
うふうな考えでおります。従って、た
だいまお尋ねの中に、連合会でもとめ
る場合も払い下げを受けられるかとい
うお尋ねがありました、私どもの方
は、政府側としては手数はかかるので
ありますけれども、そういう連合会の
方でまとめたいたいただくことにな
りまして、直接単位農協を相手といたしま
して、その農協が必要とするものを個
個に払い下げていくという形をとって
おります。

それから、設備の問題であります
が、これは、自分で圧偏または挽砕の
設備を持っておられまして、自分でそ
ういう処理をしていただくということ
が最も一般的な形であるというふう
に私も考えております。実際問題とい
いますと、農協自身の設備でなく
ても、このごろは農家の共同利用施設の
ような形で簡単な粉砕施設というもの
が相当普及いたしております。そうい
うものを農協が使って粉砕をするとい
うような場合も実際にはあり得る、ま
た、そういう場合も払い下げの対象に
したいというふうな考えでおります。

○石田(省)委員 そういたしますと、

さつき私が申しましたような新潟県の
豪雪地帯で麦作地帯でないところは、
全然その恩恵にあずかれないことにな
るのですね。ことに長い間の輸送困難
な状態のもとにおいて、また、山間地
帯等では作物の十分収益のないとい
うところ最近家畜の飼育がずいぶん盛ん
になっておるわけですが、そういうと
ころが、今お話しのようなことであり
ますと、全然その恩恵にあずかれな
い、それがために地域的に最近ふすま
などが非常な暴騰をしておる。これ
は、業者が特に品物を抱いておって
なかなか出してくれない、そういうこと
で今悲鳴をあげておるわけですね。こ
ろが、そういうところは全然放置して
おくというところになると思うのです
が、そういうことについては少しもお
考えになっておらないようであります
が、どうなんですか。

を、これはもつと研究しなければいけ
ませんが、何か農協の方から連絡し
て、そのあり場所に取りに行くという
ようなことであれば、それに払い下げ
ていくということの研究してもいいと
思います。千二百円の中には運賃は
入っておらぬらしいですから、価格が
違ってくると思いますが、取りに来る
かどうかというような問題について
も、もう少し研究してみたいと思いま
す。

○石田(省)委員 そうすると、麦作地

域でないところは、麦作地域までの運
賃を負担すればよろしい、それならば
希望に応じてやる、こういうことで
か。

○須賀政府委員 あり場所あり姿で渡
す建前でございしますから、現実には麦が
ない地域の農協が麦のあり場所の地帯
まで買いに行く、その間の運賃を農協
側で負担していただくということであ
れば、これはもちろん払い下げをする
つもりでおります。私が申し上げてお
りますのは、今回の払い下げについて
政府自身の経費で現物を運送するとい
うことまではちよつといたしかねると
いうことを申し上げたわけございま
す。

それから、私からつけ加えて申し上
げますが、新潟県の場合は、御要望も
ございまして、最近新潟に入っており
ました輸入ふすまを緊急払い下げをい
たしました。現実には大・はだか麦等が
ない地帯は、やはりそういうようなこ
ともいろいろ考えまして、ほかの方法
もそれぞれ併用いたしまして措置をし
ていかなければいけないのではない
か、かように考えております。

○石田(省)委員 それから、もう一点

○須賀政府委員 大臣から四万トンというお話がございましたのは、大体、従来精麦工場から出ておりました麦ぬ

ますれば、ただいまお話し申し上げましたような計画によりまして農業団体へ直接払い下げる数量としては、二十

大ていの場合ないものと考えております。

○芳賀委員　畜産局長がまだ来ないよ

○周東國務大臣　その点はお話の通り

すると、この建前でございませう。従いま
して、その年度間には、別々の売却数
量を定めて、それに従いまして売

却をいたしておるわけでございます。特に一月以降におきましては価格の高騰が一応予見されたもので、六月以降十一月までは毎月八千トンあるいは一万六千トンというような数量を売却いたしておたわけでございますが、一月以降は二万トン、二月は日数が少ないせいもありまして、一万七千トン、三月はさらに二万トンというふうに一応持っております。えさを飼料需給計画のワケ内で最大限に活用いたしまして売却をいたして参ったのであります。それに、さらに、三月におきましては、ただいま御審議願いました緊急対策によりまして増加売却を実施いたしたわけでございます。

○大野(市)委員 実際にやられた例は今承ったわけですが、そういうのでなくて、現実にはその日に値段がついて売却されておりましたので、それが六百円から九百円ということは大へんな上がり方なんです。そのときに機動性を持って対処できない実情であるから、制度的に欠陥があるのではなからうか、あるいは制度を拡充すべき部分があるのじゃないか、こういう趣旨で制度の問題をお聞きしておるわけでありまして。

○花園説明員 ふすまにおきましては、当然、この基礎にありますものは、国内のふすまと同様の、これを総合して糟糠類と申しておりますが、糟糠類の国内の供給量が幾らあるかというようなことが政府の操作をいたします基礎に一つあるわけでございまして、これにつきましては、当然食糧庁の売却の数量その他を一応勘案して定めておるわけでございます。従いまして、この法律の建前は、そういう糟糠

類の需要を概計いたしまして、それに対する国内の供給力との差し引きの不足量というものを政府が責任を持ってめんどうを見るという建前になっておるわけでございまして。従いまして、年間を通じて一応食糧——食糧と申しますと小麦の売却でございますが、あとは米の売却、大・中・小の麦の売却といったものを通じて、そういうものから出るか、ふすま、こういつたぐいについで、食糧の方におきまして売却計画に應ずる数量とのかね合いにおきまして飼料需給計画を策定して参るわけでございまして、その点につきましてはただいまいろいろ精査いたしております。が、やはり、食糧の方の売却数字の実態を畜産局の方で把握いたしまして、食糧の方は各現地の食糧事務所が売却しておる、従って、これの実態の、たとえばこの月は小麦が売れたか、米が売れたか、こういったものと、それに応じてどの程度のかがそれと、国内に放出されておるであろうという一つの前提になります。もの、どうしても多少おくれがちなりますので、こちらの需給数字に基づきます売却が多少その点の実態とはずれて参るといふ点の一つの問題点にならうかと思ひます。従って、今後は、食糧庁の売却に應じます国内の飼料生産というものを当方といたしまして、迅速に把握いたしまして、それによってその月のふすまの不足量というものの放出量をすみやかに確定するというのが一つの必要な措置であらうかと思ひます。

それから、油かす類につきましては、最近さらに亜麻仁かすがいいわゆる自動承認制による自由輸入になりまして、これは早晩綿実かすあるいはコブラカす等につきましても自由制になりまします。国内の需要に應じました供給は当然国外から相当迅速に行なわれるようになると思ひますが、これまで油かす類はすべて割当制でございまして、従いまして、国内の油業者の生産いたします油かすの実態というものの関連におきまして政府側のかす類の放出というものにつきましてはやはりその間の連繫の問題があるかと存じます。ただ、大豆油かすにつきましては、飼料用に必要なものはほとんど全量、と申しますことは、三十五年度の所要量二十一万トンのうち二十万トンですが、これを政府が放出するという計画で実施いたしまして、これは三月までで二十一万トンをオーバーいたして総計で二十三万トンになるかと思ひますが、多少多い目に放出いたしておりまして、飼料用の油かすにつきましては、政府は一応千二百七十円という安値でいわゆる農産物を通じまして売却いたしておるわけであります。これは責任を一応遂行しておるかと思ひます。

○花園説明員 ふすまの価格につきまは、これは早晩綿実かすあるいはコブラカす等につきましても自由制になりまします。国内の需要に應じました供給は当然国外から相当迅速に行なわれるようになると思ひますが、これまで油かす類はすべて割当制でございまして、従いまして、国内の油業者の生産いたします油かすの実態というものの関連におきまして政府側のかす類の放出というものにつきましてはやはりその間の連繫の問題があるかと存じます。ただ、大豆油かすにつきましては、飼料用に必要なものはほとんど全量、と申しますことは、三十五年度の所要量二十一万トンのうち二十万トンですが、これを政府が放出するという計画で実施いたしまして、これは三月までで二十一万トンをオーバーいたして総計で二十三万トンになるかと思ひますが、多少多い目に放出いたしておりまして、飼料用の油かすにつきましては、政府は一応千二百七十円という安値でいわゆる農産物を通じまして売却いたしておるわけであります。これは責任を一応遂行しておるかと思ひます。

しては、政府の織り込み価格と申しますものは、御承知の通り、包装込みの六百十八円でございます。従いまして、政府が払い下げております輸入ふすま、これはそれよりもさらに五%安の五百八十六円でございますが、これはその値段で農産物等に払い下げておるわけであります。それから、政府が特にふすまを生産いたさせますために選定しております専管ふすま生産専門工場、これにつきましては、織り込み価格六百十八円で農産物に引き渡しを執行しているわけであります。その後にございましてさらに追加指定いたしました増産工場、これは一般の食糧用生産をいたしております工場に臨時飼料のふすま生産をさせる工場でございます。これは大臣の御説明もありましたように最近百二十工場に増加いたしました。これらの売却もやはり六百十八円で農産物に払い下げを命じております。

これらの点で、一応われわれが低値で政府のものを払い下げておりますものが、ただいま申し上げました通りに、ふすま二万トン、小麦で毎月の売り渡しが約四万五千トン程度、これは六〇%歩どまりでございますから、約三万トンが放出されるわけでございまして、これを合わせまして約五万トン程度の放出がございまして、そうしますと、国内のふすま供給量の半分は政府が飼料需給安定法に基づき売却にやっておりますわけであります。従いまして、こちらの政府が売り渡しておるものが安値でございますと、それとの見合いにおきまして今度はふすまの市中価格が形成される。従いまして、市中価格は、卸売段階で申しまして

○花園説明員 具体的にもっと簡潔に質問いたしますと、価格が著しく騰貴した場合にいわれる第七條の発動になるわけですが、その、いわゆる著しく価格が上がるという判定ですね。その判定は一体どういうふうにきめるのか。先ほどの御説明では価格の問題が欠けているのです。ですから、数量でなくて価格の変動によってこれが発動されるのであるから、いかほどの率で上がった場合に著しいと判定をせられるか、これを一つ伺いたい。

昨年六百七十円程度を推移いたして参ったわけでございますが、これは当然政府の売り渡し分との総合平均価格になり得るわけであります。そういう前提をおきまして、現在考えておりますのは、そういう総合平均価格において、たとえば七百円を上回るというふうなことが出て参りますれば、そのときは、これが逼迫して参った、高騰したということになる、かように考えます。

○大野(市)委員 三月の末にすでに九百三十円の高値が出ておるのです。これも七百円台から八百円台を経て九百円台という工合に上がり、しかもその二カ月の間に実需者からひんぱんにSOSを打電いたしてきておるわけですから、この点は、私は、この現場を細察すればいいというのではなく、せつかくそういう法律があつて需給安定が期待せられるのに、何か制度上の欠陥があるのか、こう考えるから申しておるのか、こう考へるから申しておるのか、ありますから、その点、率直に、過ぎたことは過ぎたこととありますが、今後は、七百円をめどを立てて、それを踏み越えたならば政府が手を打つてくれるんだ、こういうことになると、いわゆる思惑は姿を消すことができる。それでほんとうの実需だけが価格形成の要素になる。それでなければこの法律は空文だ。私も需給安定審議会の委員をいたしたことがありますが、一年に一回しか開かない。それでなおさら制度上の欠陥があると私は判断しておるのですが、本日この席上で今すぐでなくともようございしますが、制度改善に対して農林大臣とされての具体策を早い機会にこの委員会においても御

○花園説明員 ふすまの価格につきま

報告をいただきたい。

○周東國務大臣 御指摘の点は、飼料対策、飼料政策のいろいろの点において考えなくてはならぬと思ひます。ことに、農業基本法制定後における成長財としての畜産をやる上において、飼料をいかに安定させるかということが一番大きな問題になると思ひます。寄り寄り準備を命じておりますことは、今後の需給の見通しをはっきり立ててもらいたい、そうして、それは、家畜ごとに飼料の見通しに対する供給力を算定し、その供給力に合う国内における生産がどれだけの生産か、また、自給飼料という農家自身が対応し得るものはどのくらいになるか、これは牧野と関係するものであります。そして、自給飼料及び国内生産飼料によつてまかない切れないものが、どれだけあるか、これは輸入計画として立てて、それを、むしろ月別平均としてと申しますが、相当量ゆとりのある期間に輸入するような計画を立てる、しかもその上にある程度の余裕のある数量、持ち越し得るような数量を持つて、いろいろな変動に備える準備が必要である、そういうような需給計画を立てるといふこととあわせて、御指摘の飼料需給安定法についてどの点を改善するかというように考えておられます。これはどうしてもそういう点からすべての対策を講じつつ今後われわれがやろうとする畜産政策に対応いたしたい、かように考えております。

○大野(市)委員 その点は大野の執行を期待いたしまして次に移ります。

実は、先ほどから、農協、農業団体に払い下げる飼料の行き先は非常に

重点を置かれた御発言を聞いたのでありますが、実は、今日、農家が飼育しております畜産物の販路を確保することによつて農家が畜産の導入に踏み切った幾多の例がある。そういうふうな歴史的な経過並びに今日の現状におきまして、いわゆるディーラーと申しますか、そういう形のルートでそれらの飼料の買い入れをして農家がずいぶんあるのではありません。従いまして、農林大臣が農協をわが国の農村地帯における中核体としてこれを強力にして農村を豊かにしたいという考え方は、私も同感でありますし、それはもとよりでありますけれども、われわれは自由主義の経済を考へておるものであります、その意味において、やはり価格というものは競争があつた方が一般的に適正な価格に近づくわけでありまして、そういう意味におきまして、この第七条あるいは第九条の規定などをきめになった趣旨というの、そういう実態があるので倉庫業者あるいは販売業者その他の立ち入り検査までの規定があるのであります。こういうような慎重な配慮の法体系があるのでありますから、ただ概念的に農協を強くせねばならぬという原則論はもちろん私も第一に承認いたしますが、現状の経済の組織、流通機構というもののに対して、政府の指導方針がそのものであるといふこととおきめになるなら、やはり業界としては順応態勢をとらなければならぬ。私は、農林大臣、総理大臣がこの方向で渡すからといって政府の権限にあるものを農協なら農協だけに渡されるということをおきめになることは、憲法上の問題においても、行政がそこで行つて

いいものかどうか疑問の点が残ると思ひます。実は、この質問をいたしますのは、新潟に千トンの雪害対策用としてのふすまをお流しになることは大へん喜ばしいことでありまして、とにかく雪害でえさの手持ちのない農家が至るところに散在しておるわけでありまして、これらの農家の中には、従来からの長い取引で、そういうディーラーを通じてのルートを持つておつた人たちが現在あります。前回二月に配付を受けたときには、ディーラーが半分、割、農協が三割でありましたが、そういう雪害の関係で特に五割、五割に行政府が御示達をなさつて、随意契約で渡された。しかも、雪害用の血の出るような地方の要求であるので、横流しなどが一粒でもあつてはいけないというので一軒々々農家から受領証をとらせてその配付を二月の中旬にされたのであります。きようは十二日でありまして、昨日十一日には末端に届くかどうかというお話もわきで聞きました。これが農協一本で流れることになりまして、せつかくの親心でありながら、農民はサービスのいいところから買いたいわけであり、あるいは多少歴史的な因縁、つながりというものもあつてディーラーから買いたい者もあるかもしれない。これは、経済の実態から、サービスの競争によつて、農協から買うことは経済的にもまた農協を強くする実態からもよろしいといふところに納得して初めて農協の価値があり農家の幸福があると思ふのです。これが前回も手数料なしで配給をいたしたいという切なる話があつて行政官庁は五割・五割に踏み切られたも

のであると思ひます。この点重要な配給ルートの問題でありまして、流通機構の改善という問題に対して、仄聞するに参議院における答弁でも私どもの耳農協というところで流れて参りますので、お気持はわかるけれども、現時点におきましての農政に対しては私は疑問がありますので、お伺いをしたい。

○周東國務大臣 その点は私もよくわかりました。先ほどから芳賀君のお尋ねに対してはお答えをしておるの、農協の方から、こういう緊急な事態に対して、時間的にもまた価格的にも直接早く売つた方がいいから流してくれという要求があつたのに対して、これを全部というわけではなく希望がある場所はそれによつて、農協だけではいけない場所がありますから、そういう場所においてはディーラーを使うということにはいたしております。おのづから、私は、今お話しのように、一本にしても、農協に加入しないところもあるいは今お話しのような過去の関係で取引をしておるといふところもありまして、これを一がい全部ということを考えておるわけじゃない。むしろこれは社会党・自民党を通じて超党派で御協力を願いたい。私先ほど申しましたように、緊急措置として敏速果敢に、かつ手数料等もできるだけ儉約になるように直接使うようにしてもらえぬかという措置にいたしました、こういうことと主として大・はだか表に対する問題で私は答弁したのであります。今のその他の問題につきましても、今聞きますと、二月の新潟に對するふすまですかの払い下げは、これは半々になっております。四月にも一度また新潟には特に出す計画に

なつておる。そういう点はよく考えまして措置をいたします。

○大野(市)委員 どうか、こういう意味合いにおきまして、大・はだか表の問題に對しまして、私は、自由経済体制下におきましての政府物資の払い下げに對しましては、サービス競争という事柄が忘れられたならば農協のボスはあぐらをかくというような風評さへひどい話では末端の農民から出ておる話があるのでして、そういう意味合いにおいて、一つの組織体がつたけで独占していくというふうな行き方は、私どものものの考え方では納得がいかないものであります、そういう意味合いにおきまして、われわれはやはり現政府は自由主義経済を尊重せらるる政府と考へておるので、われわれといたしましては、そういう独占的なことのないように、サービス競争において末端の農民が利益を得られるように、ぜひ流通機構の問題は御考案をいただきたい、かように私の見解を申し上げ、御善処をお願いして私の質疑を終ります。

○坂田委員長 午後一時三十分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時三十五分休憩

午後二時五十分開議
○坂田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

予備審査のため本委員会に付託になりました天田勝正君外二名提出の農業基本法案を議題として、提出者の提案理由の説明を求めます。天田勝正君。

農業基本法案
農業基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 農業生産(第七条―第八
条)

第三章 農畜産物の価格及び流通
(第九条―第十二条)

第四章 農業経営基盤の整備(第
十三条―第十八条)

第五章 農畜産物の輸出入(第
十九条―第二十一条)

第六章 農業用資材及び農村工業
(第二十二条―第二十五条)

第七章 農業従事者の地位の向上
(第二十六条―第二十七条)

第八章 農業災害対策(第二十八
条―第三十条)

第九章 農業行政機関及び農業従
事者の団体(第三十一条―第三
十二条)

第十章 農政審議会(第三十三
条―第三十八条)

附則

わが国の農制は、明治維新以後、封建的土地制度から寄生的地主制度に変わり、また、世界でもまれな多数の農業人口と狭少な農耕地のため、零細農耕者が増加するばかりであつた。一方、資本主義経済の発展は、農業従事者の生活文化をいよいよ窮地におとし入れた。太平洋戦争後に農地解放が行なわれ、自作農の育成の政策がとられた後においても、小農の維持を目的とする農地制度のため、農業従事者の生活文化の向上と農業経営の近代化が阻止されて今日に至つた。

わが国の農業は、このような歴史と条件の下にありながら国民経済の成長発展に寄与したことはきわめて大きく、将来においても農業の重要性は変わらないのである。

よつて、われわれは、農業発展の障害となる経済的社会的諸要因を除去し、農業従事者の所得を他産業従事者のそれと均衡させるために、経営規模の拡大充実等農業基盤の整備を行なうことによつて農業生産性の向上と農業従事者の地位の向上を期するものである。しかして、国は、その責任において、農業従事者の自主的な協同組織である農業協同組合等を通じてこれらの活動を行なわせるよう適切な施策を進める必要がある。

ここに、新たな農業の原則を確立するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、わが国の農業及び農業従事者が国民経済の成長発展及び社会生活の進歩向上に寄与するため、農業が負わされている経済的社会的諸制約を是正し、経済規模の拡大充実等農業基盤の整備を行ない、農業経営の近代化を促進し、もつて農業従事者の所得及び生活水準が他産業従事者のそれと均衡するよう、国の責任において農業生産性の向上と農業従事者の地位の向上を図ることを目的とする。

(国の施策等)

第二条 国は、前条の目的を達成するため、法制、財政、税制、金融等の政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

策を総合的に講じなければならない。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講じなければならない。

3 前二項の施策を講ずるにあつては、農業従事者の協同組織の自主的な活動を助長しなければならない。

4 第一項及び第二項の施策を講ずるにあつては、地域性を配慮しなければならない。

(農業基本計画)

第三条 政府は、第一条の目的を実現するため、次の各号に掲げる計画を含む長期の農業基本計画を樹立し、これを国会に提出してその承認を受けなければならない。

一 農業生産基盤の整備充実計画

二 農用地の造成計画

三 農畜産物の生産及び需給計画

四 農業用資材の需給計画

五 協同組織の拡充計画

六 農業経営の近代化計画

七 所得格差の解消計画

八 生活環境の整備計画

2 政府は、前項の規定により農業基本計画を樹立するに、農政審議会の議決を経なければならない。

3 前二項の規定は、第一項の農業基本計画を変更する場合について準用する。

(農業年度計画)

第四条 政府は、前条第一項の農業基本計画に基づき、毎年度、農政審議会の議決を経て、次年度の農業年度計画を樹立し、これを国会に提出してその承認を受けなければならない。

ばならない。

(農業の動向等に関する年次報告)
第五条 政府は、毎年度、農業の動向及び政府が農業に関して講じた施策に関する報告を国会に提出しなければならない。

2 前項の報告には、農業の生産性及び農業従事者の生活水準の動向、農業経営の近代化の進捗度並びにこれらに関する政府の所見が含まれていなければならない。

3 第一項の報告及び前項の所見の基礎となる統計の調製及び利用並びに同項の所見については、農政審議会の意見をきかなければならない。

(予算の確保等)

第六条 国は、第四条の農業年度計画を実施するため必要な金額を予算に計上しなければならない。

2 国は、第二条の施策を講ずるにあつては、農業従事者及びその団体が行なう事業に必要な長期、かつ、低利の資金の円滑な供給を図らなければならない。

第二章 農業生産

(長期生産計画)

第七条 政府は、第三条第一項の農業基本計画に基づき、主要な農畜産物につき、長期生産計画をたて、これを公表しなければならない。この場合において、長期生産計画は、必要に応じ、主要な生産地域についてもたてるものとする。

第三章 農畜産物の価格及び流通

(農畜産物の価格支持)

第九条 国は、主要な農畜産物の価格については、生産費及び所得補償の原則に基づく支持価格により安定させ、かつ、必要に応じ、政府の直接買入れによる安定施策を講ずるものとする。

2 政府は、定期的に、前項の主要な農畜産物の価格の支持に関して講じた施策につき、その結果を公

生産計画を変更する場合について準用する。

(農業生産に関する施策)
第八条 国は、農業生産の計画的拡大及び農業生産性の向上を図るため、前条第一項の長期生産計画に基づき、次の各号の施策を講じなければならない。

一 需要が増加する農畜産物の生産の増進、需要が減少する農畜産物の生産の転換等農業生産を合理化すること。

二 土地及び水の農業上の効率的な利用及び積極的な開発をすること。

三 農用地の合理的利用及び集団化、果樹及び家畜の導入、機械化の促進等農業経営を近代化するものとする。

2 農業技術の向上を図るため、農業技術センターを主要地区に置くものとする。

3 前条第一項の長期生産計画の実施は、農業協同組合及び農業協同組合連合会(以下「農業協同組合」と総称する)に当らせるものとする。

第三章 農畜産物の価格及び流通

(農畜産物の価格支持)

第九条 国は、主要な農畜産物の価格については、生産費及び所得補償の原則に基づく支持価格により安定させ、かつ、必要に応じ、政府の直接買入れによる安定施策を講ずるものとする。

2 政府は、定期的に、前項の主要な農畜産物の価格の支持に関して講じた施策につき、その結果を公

表するとともに、これに基づき、農畜産物の価格の安定に関する施策の方針を定めなければならない。

3 前項の方針を定めるにあつては、農政審議会の意見をきかなければならない。

(農畜産物の流通の合理化等)

第十條 国は、農業経営の近代化を促進するため、需要の高度化を考慮して、農業協同組合及び農業従事者のその他の団体が行なう農畜産物の販売、貯蔵、保管等の事業を推進し、並びに農業協同組合及び農業従事者のその他の団体が行なう農畜産物の加工の事業を拡充するに必要な施策を講ずるものとする。

(市場の整備等)

第十一條 国は、農畜産物の取引の適正化を図るため、生産地市場を農業協同組合及び農業従事者のその他の団体のみに管理させ、また、消費地市場については、これを整備拡充するとともに、その公共性を強めるため、消費者及び生産者をして運営に参加させるものとする。

2 国は、必要に応じ、農畜産物の市場を国の管理の下に置くことができる。

第十二條 国は、農畜産物の需要の増大を図るため、主要都市にモデル小売市場の設置をする等農業協同組合及び農業従事者のその他の団体と消費者の団体との連携を促進するに必要な施策を講ずるものとする。

第四章 農業経営基盤の整備
(経営規模の拡大)

第十三條 国は、経営規模の拡大により農業経営の経済的確立を図るため、次の各号の施策を講ずるものとする。

一 農用地の造成等農業生産基盤の整備を行なうこと。

二 農業経営の細分化を防止するため、遺産の相続にあつては、農業資産が共同相続人の一人に帰属するように必要な施策及び助成措置を行なうこと。

三 農用地の権利移動の適正を期するため、農業協同組合が一定期間内の農用地の信託を引き受けることができるようにすること。

(協同化の促進)

第十四條 国は、自立経営が可能であるかどうかを問わずすべての農家の農業経営の発展と所得の向上を図るため、農業協同組合が行なう協同化の事業を推進するほか、農業従事者が農用地についての権利又は労力を提供し協同して農業を営む組織の整備を促進する等の必要な施策を講ずるものとする。

(兼業農家及び零細農家に対する措置)

第十五條 国は、兼業農家及び零細農家の協同化を促進するにあつては、これらの者の実態を考慮して、次の各号の措置を講じなければならない。

一 兼業農家が協同の事業に参加する場合においては、少なくとも従前の農業所得が確保されるよう措置すること。

二 零細農家が協同化により養畜、園芸等の専門農業を営む場

合においては、特別の助成を行なうこと。

(へき地農業の振興)

第十六條 国は、へき地農業の特殊性にかんがみ、その振興を図るため、次の各号の措置を講じなければならない。

一 農業の協同化及び機械化、家畜の導入、家内工業等について特別の助成を行なうこと。

二 交通、通信、電気、保健等生活環境の整備を行なうこと。

三 傾斜地、海岸砂地等の農業生産力及び労働効率を高めるため、土地の利用条件の整備を行なうこと。

(教育の充実等)

第十七條 国は、近代農業経営の担当事者としての人材の養成及び確保を図るため、教育施設の整備拡充、試験研究及びその成果の普及による農業技術の高度化の促進等必要な施策を講ずるものとする。

(就業機会の保障)

第十八條 国は、農業従事者のうち、農業経営の近代化の過程において他産業へ移るものに対しては、その責任において、就業機会の保障と雇用条件の整備に必要な施策を講じなければならない。

第五章 農畜産物の輸出入

(農畜産物の輸入の規制)

第十九條 国は、国内産農畜産物と競合関係にたつ外国産農畜産物の輸入について規制を加え、原則として、国内の需要に不足する量に限り輸入するように措置するものとする。

(農畜物の輸出の振興)

第二十條 国は、農畜産物の輸出を振興するため、輸出取引の適正化、輸出農畜産物の品質保全、特殊貨物船の建造等による輸送の合理化、海外市場の開拓、宣伝等必要な施策を講ずるものとする。

(組合貿易の促進)

第二十一條 国は、農業協同組合を中心とする組合貿易を積極的に促進するため、必要な施策を講ずるものとする。

第六章 農業用資材及び農村工業

(農業用資材の生産費及び価格の引下げ)

第二十二條 国は、肥料、飼料、農薬、農機具等主要農業用資材の生産設備の近代化及び合理化を促進し、これらの農業用資材の生産費及び価格の引下げを図るため、必要な措置を講ずるものとする。

第二十三條 国は、前条の目的を達成するため必要と認めるときは、同条の農業用資材に関する生産、購買、輸入等の事業に農業協同組合及び農業従事者のその他の団体を参加させるため、必要な措置を講じなければならない。

(農業用資材の協同生産の助長)

第二十四條 国は、農業協同組合及び農業従事者のその他の団体が第二十二條の農業用資材の協同生産を行なう場合には、これを助長するため、法制上、財政上、税制上及び金融上特別の措置を講じなければならない。

(農村工業の育成)

第二十五條 国は、農業協同組合及び農業従事者のその他の団体によ

る農村工業の計画的育成につき、必要な施策を講ずるものとする。

第七章 農業従事者の地位の向上

(生活環境の整備)

第二十六條 国は、農村の生活改善を図るため、交通、通信、水道、電気等の施設を拡充整備し、及び文教、保健、社会保障等の施設を整備充実する等農村と都市との生活文化の格差を解消するのに必要な措置を講じなければならない。

(農業従事者の団結権等)

第二十七條 国は、農業従事者の自主的組織を育成強化するため、農業従事者の組織に関する法律を制定し、その団結権、団体交渉権等を保障し、農業従事者の地位の向上に努めなければならない。

第八章 農業災害対策

(農業災害対策)

第二十八條 国は、災害から農業経営をまもり、農業所得の安定を図るため、災害による所得の損失の補てん等に関する必要な施策を講じなければならない。

第二十九條 国は、農業経営に関する施設及び農畜産物の災害による被害に対する総合的かつ恒久的な防除措置を講じなければならない。

第三十條 国は、災害による農用地及び農業用施設の被害について、その負担において、復旧を行なわなければならない。

第九章 農業行政機関及び農業従事者の団体

(農業行政の組織及び運営)

第三十一條 国及び地方公共団体は、この法律に基づいて講ぜられるべ

き農業に関する施策が円滑に遂行しうるよう、その行政の組織及び運営を整備改善しなければならぬ。

(農業従事者の団体の整備育成)

第三十二条 国は、国民経済の成長発展に伴う農業の発展、市場の拡大等に対応するため、農業従事者の団体の整備育成特に農業従事者の団体による指導体制の強化につき、必要な施策を講ずるものとする。

第十章 農政審議会

(設置)

第三十三条 総理府に、附属機関として、農政審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第三十四条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項をつかさどるほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査審議し、及び必要と認める事項を内閣総理大臣又は関係各大臣に建議することができ

(組織)

第三十五条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、農業従事者及び農業、財政又は経済に關し學識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が国会の承認を得て任命する。

3 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

5 委員は、その職務に対して報酬を受けない。

(資料の提出等の要求)

第三十六条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は農業に關し調査若しくは研究を行なう団体に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第三十七条 審議会の庶務は、農林大臣官房において処理する。

(委任規定)

第三十八条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第四十条中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 農政審議会に關する事務(庶務を除く。)を行なうこと。

第十五条第一項の表中産業災害防止対策審議会の項の次に次のように加える。

農業基本法(昭和三十一年法律第...号)の...に属せしめられた事項を行なうこと。

理由

農業及び農業従事者が国民経済の成長発展及び社会生活の進歩向上に寄与することの重要性にかんがみ、

農業従事者の所得及び生活水準が他産業従事者のそれと均衡するよう農業生産性の向上と農業従事者の地位の向上を図るため、新たな農業の原則を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○天田参議院議員 私は、提案者を代表して、ただいま議題となりました民主社会党の農業基本法案について、提案の趣旨と法案の概要を御説明申し上げます。

わが国の農業が曲がりかどに來ていゝるに識者によつて指摘されて以來、十年になんなんといたしてありますが、歴代内閣が農業問題に真剣に取り組みず、いわゆる三割農政のままだけに至りましたことは、まことに遺憾のきわみであります。すなわち、今日各位の関心事であります所得格差の問題一つを見ましても、わが国が戦後最初の好況に見舞われ、昭和二十六年における農林業就業者一人当たりの年所得は六万二千四百円であり、同年における非農林業一人当たりの所得は十七万五千四百円であったのであります。この当時すでに抜本的農業対策を樹立しなければならなかつたのであります。

かつて保守党内においてさえ、赤城農相によつて農業に關する五つの赤信号が指摘され、日本の農業の危機が警告されたのであります。言葉だけの指摘にとどまらず、何ら対策は立てられなかつたのであります。その後、日本経済の成長は目ざましく、わけても鉱工業生産の伸びは世界の驚異と相

なつたのであります。が、農業の伸びは他産業と歩調を合わせる事ができず、昭和三十四年における所得格差を見るならば、農林業就業者一人当たりの所得は九万二千円、非農林業就業者一人当たりの所得は三十三万四千円と、格差は拡大したのであります。すなわち、八年間に他産業就業者所得が十三万円伸びる間に、農林業就業者所得はわずか三万円伸びたにすぎません。その結果、非農林業一人当たり所得を〇〇とするならば、農林業一人当たり所得は三〇・三%にすぎないのであります。かかる状態から、義務教育を終えた若者であつて農業にとどまる者は、この五年間に半減いたしましたのであります。もしこのまま放置いたしましたならば、わが国の農業は老人の情性農業から崩壊の道をたどるであらう。

そもそも、いづれの国といえども、農業国から近代的工業国に發展する当初には、存在しない工業から税収を得て国の財政をまかなうわけにはいかなのであります。すなわち、財政は農業者に依存しつつ、工業を育成して参るものであります。特に、わが国のごとく、封建時代、長い間鎖国政策によつて諸外国との通商の道を閉ざされて、商業資本の蓄積も十分でないまま明治新政権の誕生と相なつたのでありますから、明治新政権の財政は地租に依存し、この財政の支えによつて、殖産興業の名のもとに、官業財産払い下げを柱として、工業を育成する一方、政商に暴富を積ませてきたことは明かな事実であつたのであります。さらに、わが国の特徴は、商業資本から産業資本への自然の發展ではなく、産業資本への地主資

本の動員であると思ふのであります。明治当初における鉄道の建設、銀行の普及はその代表的なものであります。このような地主の租税負担と資本動員は、あつて耕作農民の肩に転嫁され、つい十数年前まで比類なき高額小作料の収奪として存在したのであります。

かくして、農村は、長い間常に貧しく捨ておかれ、国民食糧、その他農畜産物の供給者としてのみならず、産業の發展につれて低賃金労働者の供給源として、また、下級兵士の供給源として、国のための美名のもとに動員せしめられて参つたのであります。私は、わが国近代産業の形成に、このように寄与して参りました農業従事者に対し、今や国は償いをしなくてはならないときが立ち至つたと思ふのであります。以上の歴史的事実を全国民に理解していただき、その協力を得てこの法案により画期的施策を実現し、これによつて農業發展の障害となる経済的、社会的諸要因を除去し、農業従事者の所得を他産業従事者のそれと均衡させ、農業生産性を向上し、かつ農業従事者の地位を向上せしめようとするのであります。

次に法案の内容について申し上げます。第一に、国等の責任を明確にしたこととあります。われわれは、ただいま趣旨説明において申し述べました通り、この画期的大事業を遂行することは国の責任であるとの観点立つたのであります。すなわち、政府による報告事項、計画事項を除き、他は全条文にわたつて国の責任を規定したのであります。が、総則中に概括して、まず、目的の条に

る払い下げの問題も、また今後における畜産奨励における牧野の問題として利用する場合も、また畑地として適地

として考える場合も、すべて具体的な計画に沿って立てていくつもりであります。

○森田委員 そこで、巷間、この農業基本法なるものは貧農を切り捨てるのだという議論が相当あるようであります。そこで、お伺いしておきたいことは、ただいま農業経営の主体として第一種、第二種兼業というものが現実的には存在することは疑いのない事実であるが、この兼業農家を何か行政的な措置で離農させる、これを強制的に離農させるというふうなふうに巷間伝えられておるのであります。私らはこれは全く誤解であるというふうに考えておるのでありますが、御所見いかがでございますか。

○周東国務大臣 そういううわさを立てている人があるのだらうと思いますが、それが誤解でなくともし間違つた話によつて惑わされているということがあつては困りますので、私もそのういふことに対して絶えずお話を申し上げているわけでありまして、私も兼業農家の個々の農業にいたしましても、専業農家の行なう農業にいたしましても、農業としての部面においては新しい形に近代的改革をするような方向へ持っていくように施策を行ないます。しかし、別途、現在における鉱工業の発展に伴ひまして自然的に労働移動が生じている現実を私らは見失つてはならないと思ひます。私も現在現在の農村農業において一人当たりの生産性を高めていくという一つの方向は、何と申しましても就業人口が過剰である、それが零細農地において農業を営んでいるところにあるわけですから、しかしながら、何らの施策なく、

他の方向へ転換する道のないときに近代化、合理化ということとは、これはできないことでもあります。今日のごとき鉱工業の非常な発展に伴つてその方へ出ていく労働力の移動の現状を見つ、これらに対しては職業の訓練なり技術訓練をさせて、よりよき職場に働くところを得させしめるという方向を考え、あわせて、残つた者に対する機械化、近代化を促進して生産性を高めようとするのであります。その間には、農業者に積極的、強制的な移動をさせる意思はございません。あくまでも日本経済全体の発展の中ですべての人間に所を得しめて生活をさせていくという行き方こそ、農村問題の解決にもなるわけでありまして、その問題に目をおおすることはできないと思ひます。

○森田委員 これはただいまの御説明で了承いたしますが、たとえば、小面積のものを持つて経営しておる、しかしながら彼らは小面積の経営をもつて満足しておるのである、こういう者も私はおると思うのであります。従ひまして、こういう者がどこかへ持つていかれるのじゃないかということに農村不安がある。そこで、これは、憲法の建前等から申しましても、そういうもので満足して、それでいいというものを、しつてどうしようというふうなことはあり得ないこととありますから、その人の自由意思を尊重すべき建前だと考へるのであります。いかがでございますでしょうか。

○周東国務大臣 お説の通りであります。

○森田委員 そこで、問題は、今までの耕地面積というのは大体きまつていゝる。それに先ほどの御説のような新し

く開墾する面積がプラスされる。戸当たりの面積を多くするというのでありますから、どうしても一部の農家が外に去つて、そしてその土地が今まで経営していた方々の面積に付加されるということにならなければ、耕地面積の拡大にはならない。これは当然のことだと思ふのであります。そこで、零細農家が喜んで外の方にかつていくという政治上の環境を整備すること、それが大事なかねになるのだと思ふのであります。その環境を作るとなるのでございましょうか。その点をお伺いしたいと思ふのであります。

○周東国務大臣 その点は、ただいま一つの例は申し上げましたが、やはり、現状として、移動していく労働人口に対して、技術的訓練、職業的訓練、教育の面からいたしまして、移動した先において正當な勤務に服し得るような形に訓練していくことが一つであります。また、それを想定いたしまして、ただいま別途低開墾地城工業開発促進法案を提出いたしております。その意味するところは、現在の鉱工業発展地帯における水あるいは電気の行き詰まり等から考へ、また、農村における労働力というものをいながらにして吸収しつ、そのところの働く場所を得しめるために、工場を分散、都市の分散ということを考へております。こういう面につきまして、現実には農村にいつその方に移動していくことは、今後における大きな施策だと思ひます。現に、御承知のように、各地区にできております工場の姿は、その土地における二、三男を吸収してい

く、また転職してその方に行つて相当の収入をあげているものもございまして、また、将来におきましては、農村に工場を誘致するにいたしまして、その目標とする一つは、農産物を加工すべき工場を大きく考へたいと思つております。それは、個々の農家の零細な資金よりも、農業協同組合等の集まつた金を大きく投資する、たとえばハム工場、設置というふうなことが考へられますと、そこに農村における畜産物の加工工場を得て、商品価値の付加をなし得るのみならず、一面には、その子弟もたはその家族が畜産に従事し、畜産を發展させ、かつ工場に勤めて賃金を得る道を得る。そういう問題は工場誘致の場合に優先的に考へることであり、それら以外の鉱工業に對しまして、これが分散に応じてそういう処置がとられると思ひます。

○森田委員 工場を地方に誘致して、農村の零細農業の方々が喜んでその場所に移るといふ点が一つの大きいねらひだと思ひます。また、他の関係法案も出ていゝるようでありまして、私の心配することは、大体、工場立地という点から考へまして、今のわれわれの立つてゐる立場は自由主義の立場でありますから、もうからなければ工場誘致をしないじやないかということが原則になると思ふのであります。そのうなりますと、この立地条件としての道路、港湾、鉄道、空港、電信電話、工業用水、工業用地、これらを自然の姿に放置しておきますれば、後進地域としての条件のよくない地域はいつまでもたつても浮がび上ることができないのだという制約が出てくるわけなのであります。ここに、政府が工場を地

方に誘致するんだと言つても、はたしてほんとうに工場を地方に持つてくるだらうかということについて疑念を持つてゐる農民諸君が相当おるのであります。そこで、こういうふうな工場誘致の特別な工作、つまり、自然に放置しておくのではなく、そこに政治上の考へ方があるんだということが必要だと私は思ふのでありまして、この点について大臣の御所見を承りたい。

○周東国務大臣 お話の点は、後進地域開発促進法というものがこういうことを含んでゐる。私もただいま一例をあげたにすぎませんが、工場を誘致するといふ前提においては、道路の問題なり、鉄道の問題なり、港湾の問題なりを考へるべきで、かつて自由民主党の委員会において決定された東北開発はその点をねらつておりました。とにかく、各個々の県別の利益に走るといふことよりも、東北の開発のために道路、鉄道、港湾をまず設置するといふことでやつてゐるのは今までの例でわかりかと思ひます。そういうことが工場誘致に関連して当然出てくる問題であります。われわれが農山村等の後進地域における環境の整備といふことを考へる場合には、そういうことは当然出てくるわけでありまして。

○森田委員 この工場誘致の問題は、耕作面積拡大の根本的な前提になる、こういうふうには私は大づかみに考へてゐるわけでありまして。ところが、この農業基本法を見ますと、なるほど、大臣が先ほど御説明になりましたように、工業を助長するんだということが書いてございまして、これは何か農産物の加工等の工業というふうなことに狭い意味に書かれてゐるようでありまし

て、私は、やはりこれは、建前が違うのだと言えども、それまででありませうけれども、農業基本法の中に特に林業などというようものを特別に書いた条文等もあるのだから、農民を安心せしむる意味においても、工場を誘致するんだというのを特に書いた方がよかつたんじゃないかと実は考えているのでございませうが、この点はどんなふうにお考えになっておいでになりますか。

○周東國務大臣 二十条の規定は、そういうお話のような狭い考えでありませう。農山村における工業の振興ということは、もっと広いのであります。その中で鉱工業もありましようし、先ほど申しました水なり電気に困っている京阪神地帯あるいは北九州地帯のところへそのまま持っていくと、電気が足らぬということにならないように、むしろ水、電気等も考え、そして農山村あるいは未開発地域に持っていくことが必要だ。その際に考えられることは、まず、農産物を加工する工場あたりは、同じく工場を設置するといいたしましても農家の利益になるといふことで、それも考えなくちゃならぬ、こう考えておるわけです。

それから、あくまでもこれは基本法であります。この条文の第二条の各号に規定している事項を、今後この法律制定後、法制におきまして、あるいは制度におきまして、予算的な措置におきまして、あるいはこれをものとして私は要求し、新しい制度を作っていくことがこの基本法のねらいであります。

○森田委員 耕地拡大の問題はこの程度にいたしておきまして、次に、耕地

の集団化についてお伺いしておきたいと思ひます。

私は、本案のうちで最もめんどろな問題は耕地の集団化ではなくて実は考えるのであります。集団化して機械化するのであるのが大きなねらいだと考えますので、それだけにこの集団化ということがきかぬ問題になると思ひます。そこで、お伺いしておきたいのであります。集団化するためにはいろいろの方法があるでございませうが、どういふような方法でこれを実施なさる御予定でありますか、お伺いしておきたいと思ひます。

○周東國務大臣 前からやつておりまする耕地の改良、土地改良というよなものとあわせて、土地の交換分合というところが私はもっと積極的に行なわれるべきだと思ひます。これは個々の農家の持つ分散したる農地を集団化する一つの方法だと思ひます。同時に、今お話がありました中で、各所有権というものが別々にありましても、同じような条件のもとにある畑地というものの対しては、集団しておる土地に機械の共同利用によつてこれを耕作するといふことも労力の節約のためになるし、また、個人々々の持ちものについては、ばらばらに分散しておるものを集めてだけ集団化して交換分合することが農業労力の節約になり、かつ耕作等において能率化し得るものがある。これは、かつて大体百七十万町歩の交換分合を計画して百二十万町歩は終わつております。新たに百三、四十万町歩ほど計画をして交換分合をはかり集団化したしたいと考えております。

○森田委員 この農地の交換分合についてお伺いしたいのですが、これは、御存じの通り、戦時中にすでに実験済みだと私は覚えておつたのでありまして、これは困難な問題はな

いとお伺いしたいのですが、これは、御存じの通り、戦時中にすでに実験済みだと私は覚えておつたのでありまして、これは困難な問題はな

いとお伺いしたいのですが、これは、御存じの通り、戦時中にすでに実験済みだと私は覚えておつたのでありまして、これは困難な問題はな

いとお伺いしたいのですが、これは、御存じの通り、戦時中にすでに実験済みだと私は覚えておつたのでありまして、これは困難な問題はな

いとお伺いしたいのですが、これは、御存じの通り、戦時中にすでに実験済みだと私は覚えておつたのでありまして、これは困難な問題はな

いとお伺いしたいのですが、これは、御存じの通り、戦時中にすでに実験済みだと私は覚えておつたのでありまして、これは困難な問題はな

いとお伺いしたいのですが、これは、御存じの通り、戦時中にすでに実験済みだと私は覚えておつたのでありまして、これは困難な問題はな

れは真剣に取り組んでいって、新しい方向に機械化し、技術を高度化する場合には農民の理解を得つてやる必要であります。決してこれは強制ではありません。これは過去においてもできておるのであります。私も実は実験に基づく確信を持っております。しかし、ただ何町歩やるかといつても、これはその地方々々によつても違つてくるでございませうし、一応の計画としてはでき得る可能性のある土地面積を考えて計画を立てておるわけでありませう。

○森田委員 そこで、今の土地改良の問題であります。この区画整理をやることによつて農地の交換分合ができるというところがたゞいま大臣の御説明の中にもあつたやうであります。日本全体を見て、まだ区画整理をしていない土地が相当あるように考えられるのであります。これを徹底的に実行することによつて農地の交換分合が相当程度可能ではないかと考えるのであります。ただ、問題は、地元負担金が相当多いのでなかなか容易にこれを實現することが困難だというのが地方農民諸君の要望のやうであります。そこで、これに対して徹底的な助成をやらなければならぬかと交換分合が困難だと考えるのであります。この助成の方法等についての御所信をお伺いしておきたいと思ひます。

○周東國務大臣 お話の通り、土地改良に關する負担区分の問題については新しい見地に立つて検討する必要があると私は考えております。

○森田委員 そこで、第三番目の機械化の問題についてお伺いしておきたいのであります。

私は、この機械化の典型的なものはアメリカであると思ひます。自由主義ではあるが徹底的な機械化をやっている。片方ソ連においてもまた徹底的な機械化をやっているのだ、こう見られるのであります。そこで、わが国においてわが国に適するやうな機械化というものは一体どういふ姿で現れるだろうというのが、この農業基本法を實施する上にあつて大事な点になるように思ひますのであります。そこで、お伺いしたいのは、今のわが国の農村に現在使用されている機械の規模あるいはその種類別台数、一台の価格、こ

○大澤政府委員 主要の動力機について申し上げますと、電動機が三十四年に百四万台、エンジン発動機が百七十五万台、動力耕耘機が三十三万台、動力噴霧機が十五万台、動力脱穀機が二百三十四万台、動力もみすり機が七十一万台といふやうなことになるのであります。

○森田委員 こまかいことはまたあとでお伺いするといひまして、時間の關係がありましますので進めますが、この機械を購入するに、自己資金で買つてゐるものが一体どれくらいあるか、借金で買つてゐるものがどれくらいあるか、農民諸君の機械を買うための負債総額などというやうなものが明らかでしたら、お伺いしておきたいと思ひます。

○大澤政府委員 後刻資料を調べまして提出いたします。

ない、つまり、集団化もされてない、あまり耕地面積が多くないにかかわらず、機械を競争して買って、しかもそれが借金になっていくというものが大体日本の現実のようである。ここに私は農民諸君の相当の苦悶があるということを見てゐるのであります。そこで、この土地の集団化というものが農業基本法を実施する上においてどうしても必要な点だ、しかしながらこれは強制的にはできない、それから、先ほどの大臣の御意見によりまして、一体どの程度まで一戸当たりの耕地というものが集団化されるか、いろいろの点から、私は非常に困難だと考へてゐるものであります。そうすると、機械化といつても、一体どの程度まで能率が上がるかということが、これはおそろしく日本の農業のしよつてゐる宿命じやないかとまで私は考へてゐるのであります。そこで、社会党さんのものも調べて見たのでありますが、やはりこの集団化の点については共通な悩みを持っていると私は思うのであります。共同化と申しまして、私は二色あると思ひます。というのは、作業を共同化するということと、農業経営を共同責任においてやるということとは全然違ふのだ。そこで、私は、今特に問題のこの集団化と機械化の問題に關連して、私の意見を申し上げて、一つ御意見をお伺ひしたい。時間の關係上もういたしたいと思うのです。

「ゆつくりやれ」と呼び、その他発言する者多し。

○坂田委員長 集団的独語は慎んで下さい。

○森田委員 私は、共同経営に責任を持たせるといふことは非常な危険を伴

うものだといふ考へ方でありまして、この点は、私は、わが党の自立経営が日本の実情に最も適するものだと考へてゐる者の一人であります。しかしながら、今申し上げました集団化が可能でないから、機械の適用がうまくいかないのだといふ点に悩みがある。そこで、提唱したいことは、一定の土地の区画を限つて、機械を利用することだけの生産組合、もしくはこれに準ずる団体を作つて、機械を利用して作業をすることだけを共同化する、しかし、最後の責任を取る経営の責任はその組合にはないのだ、こういうような方法で、ある土地の範囲内だけに土地を持つてゐる者は、全部その区域のものに入る義務を持つのだといふような法制化ができないか。そして、その機械を共同して利用することについては政府で徹底的な助成をしてやる。これならば私は土地の集団化と機械の適用可能なりといふ考へ方を持つてゐるのであります。これについて農林当局はどんなふうにお考へになりますか、一つお伺ひしたいと思ひます。

○周東國務大臣 その点は政府も考へてゐる一つの点でありまして、一口に協業と申しまして、お話をうに、一番金のかかつて、労力がかかつておる作業、たとえば耕地を耕すこと、ことに深耕の度合いが生産に正比例するといふことが言われておりますが、それを従来のように牛で引きをもつてやつてゐるようなことよりも、機械でやる。それを、先ほどのお話のように、個々の小さな農家が別々に機械、メーカリーの売り込みに迷わされて持つ。なるほど便利かもしれぬが、あとは資本が寝る。この形態は改めていか

なければならぬ。そういう場合に、個々の家族農業でやつておりましたが、その耕すといふことに對して、共同に耕作機械を持つて、そうして数個の農家が一緒に耕作作業について共同していくといふことは、現在もできることであるし、それはけっこうな話である。それに対してわれわれは助成をし指導もしていこう、こういうことである。ただ、お話のように、危険があるとおっしゃいましたが、その問題は別といたしまして、もう一つの協業、今論議にならうとしてゐる点は、常に土地なり機械なり家畜なりを共同出資なんかで自分の所有権から離して、そのものに対する経営の権利を他の方に渡すといふ考へ方は、これは農家の自發的意思にまかせていこう、そして、その機運が満ちた農村においては、またその特殊な業態においては、けっこうじやないか、それは助成していこう、それも私も全部の農家を今すぐにとり考へ方を持つてゐるわけではありませんが、その希望が出てゐるところに對してはそういう指導をしていこう、こういうのであります。

○森田委員 ただいまの点は、私は、一定の土地を限つて、そこは集団化されるのだから、機械の適用可能なりといふ点に私の案の妙味があると考へてゐるのであります。大臣の御意見ですと、それは強制的にやらないといふふうな御意見のようであります。しかし、この程度のこととは、別にその自由意思を拘束するといふものでもなし、また、政府の方で機械の操作、管理あるいは機械を購入すること等について相当の助成金を払つて、相当の援助をし

てやるぞといふような指導方法で参りますれば、私はこれは可能性ありと実を考へておるのでありますが、いかがでございましょうか。

○周東國務大臣 それは私の言う指導であります。もちろん、そういう問題について有利であるといふことは、だんだん各地におきまして農家、ことに農家の青年諸君が目ざめておられます。それで、そういう場合に、共同利用化される農機具を助成をし、持たせられ、そういうことを對しては、われわれはそういうことをやるという場合、これに對して助成をするのであります。そのことに一つも反對はいたしてありません。

○森田委員 そこで、第十七条を見ますと、その第二行目に「農業協同組合が行なう共同利用施設の設置及び農作業の共同化の事業の発達改善等必要な施策を講ずるとともに」とある。これに該当すると思ふのでありますが、これはしかし、農業協同組合と何も限定する必要はないのであつて、その他の農業実行組合という任意組合でもよろしうございまいし、あるいはいゝわゆる生産組合でもよろしうございまいし、特にこれを農業協同組合と限定したことはどういふところから來るのでございまいか。

○大澤政府委員 これは例示的にあげておりました、特にそれに限るといふ意味ではございせん。農業協同組合に法に協同組合がこういふ事業を行なうといふことが書いてございしますので、それを書き出して例示をした、こういうことでございまいか。

○森田委員 大体この問題についてはこの程度で打ち切ります。

その次の問題に移ります。これはもうすでにしばしば政府でも聲明されておつたところではあります。が、最近、地方を回りますと、やはりこういうようなことが相当農民諸君の疑惑の点になつてゐるようでありまして、もう一ぺん大臣にお伺ひしておきたいと思ひますが、貿易の自由化により日本の農産物の価格が非常に低下するんじゃないか、それに対して一体政府はどうなさるつもりかといふ、この貿易の自由化といふ題目が大きく取り上げられてゐるだけ、これが問題になつておるのであります。特に、われわれの方では、大豆、菜種等の生産者の間にこの問題が相当取り上げられてゐる実情がありますので、これに對しての御所見をお伺ひしたいと思います。

○周東國務大臣 これから伸ばしていこうといふ作物、あるいは国際競争力の弱いものにつきましては、自由化をできるだけ延ばして、その間に競争力を養おうといふ考へであります。そして、かりにこれが自由化された後に問題が起りましたならば、これに對しましては、別途、ガットの會議に、特別な保護をなすべき必要がある場合においては承認を求めて、關稅の処置なりあるいは輸入制限の処置なりをとることができると思ひます。これは各ヨーロッパ諸國においてもアメリカ等もとつておる措置であります。

○森田委員 農産物の価格決定の問題であります。これは審議會においていろいろお諮りになるものか、うであります。私は、この中に生産者としての農民諸君の意見といふものを相当強く取り上げる必要があるのだと考へ

いって、米を軽く見るような傾向に
いては、私は非常に時代おくれか何
かわかりませんが、おかしなこ
とだと考えているのであります。の
みならず、この米の消費量が減つてきた
ということは、私はこう考えているの
ですが、大臣の御所見をお伺いしたい
のは、戦時中に米が少なくなった、そ
こで、米を食われるのは困るから、
パンを食えパンを食えと言って、学
校の生徒などにまで給食でパンを食
わせる習慣をつけた、その子供らが
今大きなパンを食うというよう
な傾向になつてゐるのでないかと
実は考えるのであります。だから、
やはり、政府がその中心がままで
指導を加へ、それに沿うような施
策をしていくというところ、米の消
費量を増すこともまた可能ではない
かというのが私の考え方なのであ
ります。そこで、私は、やはり、日
本は何としても米というものを中
心として、これの生産費を漸次減
らしていくということも一つの農
家の所得を増加せしむるゆゑで
はないか、こう考えるのでありま
すが、いかがでございましょう
か。

○周東閣務大臣　御説でござい
ます。私どもは必ずしも米はもう主
食でないとかなんとか言つておる
わけではないのです。これは、やは
り、考え方としては、米は主食で
肉は副食だといふような考え方も
いかにあるかと思つてゐるのです。
これは私どもは外国人のまねをし
る必要は必ずしもありません。あ
りませんけれども、外国人の方では
むしろ肉食の方が主です、分量的
に言へば、それにわずかのパン、こ
れでいっている。そこに、極端なこ
とは言いたくない。

りませんが、私どもは、米も、先ほど申しましたように今後ある程度増産していくのだが、しかし、これは、一つの体質改善からいきましても、肉とかその他の蛋白、脂肪の給源をふやすということが、食糧として人間の体質にも合ひ、また体質がよくなり、そしてやはり満足していつておるわけですね。そういう事態に目をおおってはいけないということだけです。米というものは、まだまだ、日本人の民族性として、これは何といたしまして、重要な部分を占める。しかし、その占める部分というものが一人当たりは現実には減ってきているわけです。お話をうに、米食奨励をうんとやっ

て、倍食えといつても、これはなかなか困難な事情だらうと思ひます。もとより、米を作った場合には、それを消費させるための消費の研究もやること

がよろしいと思ひますが、私は、実際の流れが示しているように、蛋白、脂肪というものがふえれば米食は減るという現状は、目をおおってはいけないと思ひます。そういうもの

に目をおおいつつ何か米をどんどんよけい食わされるのだという誤りを犯してはならない。これはよく考えていきたいと思ひます。

○森田委員 そこで、次にお伺ひしたいことは、米をもう少し食わせるように農林省が指導していいのではないかと考へる。ただ食食えと言つたつて、それはうまくいくわけがないのでありまして、やはり、うまい米を作るということが大事なことじゃないか。

○森田委員 ところで、第二條の第二項にも、「前項の施策は、地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して講ずるも

等をも考へべきではないか。従つて、種類の改造なり奨励の方法によつてうまい米を作らせて、これを高く買つてやるのだという方法と、そして消費の方もうまいから売れるのだという傾向を作ることも、その一つの方法じゃないかと考へるのではありませんが、これに對しての御所見はいかがでありますか。

○周東國務大臣 お説はごもっともな点もありますし、これは、生産自体について昔のように各品位、品等別に生産を奨励するという必要もございまいし、もう一つ、うまい米を食べさすということになると、単味では御存じでしょうけれども、これは、米屋さんが各種の種類の米を混合して、いかにうまい米を作るかということだつた。そういう問題等考へますと、これは米の配給から買ひ上げから全部根本的に非常な問題の多い点であります。考へば御意見として承つておきますが、すぐそれじゃそうするといふ簡単

のとする」といふ一項があるのでござい

ものを一併含んでいるかどうかといふことは、必ずしも明らかじゃないと思ひます。含んでいるのかの

は、地域における農業の根本性格をその地域々々に適するように考慮して実施しなければならぬという意味が一つ、もう一つは、やはり、農業上から来る地域格差というものは農業基本法に基づいて是正していくんだ、こういう二つの意味を包含するものと解釈してよろしいのでしょうか。

○大澤政府委員 第一條で言つておりますことは、今森田先生が言われたように、農業の基本的性格についてのことを申しておりますし、あとで申されたいことは、地域についてのそういう条件を申しております。

○森田委員 こういうことでございまいしうか。この二項は、各地域についての農業の根本性格にのつとるような施策を講じなければならぬという意味と解してよろしうございまいしうか。

○森田委員 もう少しはっきりしていただきたいのは、今私の申し上げたこの二つの意味です。地域格差は正とをここに含み含まないかといふことをここに

○大澤政府委員 単に農業に限らず、たとへば、自然的条件と申しますと、平坦地であるか山であるかというやうなこと、あるいは、社会的条件と申しますと、その辺の社会的な特別な慣行であるとか、より広い意味でのそういう地域の諸条件を考へて施策をしなければならぬ、こういう意味であります。

○森田委員 言葉の上ではそれでいいと思ひますが、それは、端的にお伺ひいたしたいのですが、この第二項に地域格差を是正するといふ意味が盛り

○周東國務大臣 その点は、今審議官が申しましたように、この規定は、とにかく、自然的、経済的、社会的な諸条件の不利を是正して計画を立てるといふ考へ方を受けて、さらに、そのこととは一律一体にいかぬ、地方的にまた違つてゐる点がある、その地方的な不利な条件を考へて施策は立てるといふことが眼目ですから、その結果、あ

○森田委員 言葉の上ではそれでいいと思ひますが、それは、端的にお伺ひいたしたいのですが、この第二項に地域格差を是正するといふ意味が盛り

○大澤政府委員 農業内部でも地域によつて格差があり得ると思ひます。従いまして、地域的ないろいろな条件を考慮して施策をやることによつて、そういうものは逐次なくなつていくのだらうといふふうに考へます。

○森田委員 くだいようであります

○大澤政府委員 地域のいろいろな条件を考へまして施策をするといふこと

○森田委員 ところで、大臣にこの点御意見を伺ひたいのですが、この書き方ですと、地域格差は正とい

○森田委員 くだいようであります

○大澤政府委員 地域のいろいろな条件を考へまして施策をするといふこと

○森田委員 くだいようであります

○森田委員 くだいようであります

○大澤政府委員 地域のいろいろな条件を考へまして施策をするといふこと

○森田委員 くだいようであります

○森田委員 くだいようであります

ておるわけでありませう。

○森田委員 どうも私の質問に対して必ずしも明確な御答弁を得たとは考えられませう。しかし、私は、やはり農業上の地域格差というものは存在するんだ、従って、この第二項は内容として地域格差は正というものは含まれてるのだ、こう解釈するのが、どうも条文の性質上当然じゃないかと考えているのですが、どうですか。もう一ぺん一つ……。

○大澤政府委員 今申された地域格差の問題は、農業上の地域格差、こういう意味だと思えますけれども、第二條に掲げておられます施策は、いわゆる狭義の農業政策に限らず、非常に範圍の広い政策を総合的に講ずるわけでありませう。それらを講ずる場合に地域の諸条件を考へるということでございますから、そういうことによつて結果として農業上の格差も漸次解消されていくということにならう、こういうふうな考へます。

○森田委員 地域格差は正というものは、結果的に発生するものではなくて、政治上の具体的なテーマとして取り上げて、地域格差を是正するための予算措置その他のことをやらなければならぬはずなんです。それを含んであるのかどうかということとは、われわれ後進地域の代表者としてはきわめて重大な問題なんです。そこでこれはお伺いしているわけでございますね。

○大澤政府委員 今までお答えした通りでございます。

○森田委員 これ以上……。ただ、私、ちよつとこれが問題だと思ひましたので、この地域格差は正のための西歐の

立法されたものを調べてみました。それに従ひますと、スイスの農業法の第二條には、本法の適用において山岳地方における生産及び生活の困難なる諸条件はこれを特に考慮する、こう書いてある。それからまた、同法第四條に、特に第二十三條及び第三十一條の規定適用のために山岳地方を考慮に入れて云々。イタリアのそれにもございませう。それから、オーストラリア農業法の第三條の二項にも、この連邦法の施行にあつてはさらに山岳農民地域における困難な生産及び生活条件が特に考慮されなければならない、こう規定してあるのではありませんか、だから、私は、第二條の第二項については、やはりそういうふうな規定をいたしはつきりとしておく必要があると考へるのであります。これは、先ほど申し上げましたように、後進地域のわれわれとして、どうしてもここに地域格差は正というふうな意味のこゝをうたつていた、だいて、そして、予算の措置のとき、こういう規定があるからこれにのつて、こゝ持つていかなければいけないというのが私どもの考へ方なので、その点でお伺ひしているわけでありませう。

○大澤政府委員 そういふ地帯に対して特別な施策をするのだという意味がこの條項には含まれております。

○森田委員 私は与党の一人なんです、この第二條の第一項の一号から八号まで見ますと、この中には地域格差というものは全然書いてありませんね。○大澤政府委員 一号から八号の中には直接そのようなことは示されておられません。

○森田委員 従つて、この第二項に地

域格差を含めないと、地域格差は正というこゝが基本法にどうも明確でないといふ考へをするのです。

○大澤政府委員 今申し上げましたように、第二項にありますが、これらの諸条件を考慮して第二條一項に掲げている一号から八号までの施策を総合的にやる、こういうことではございませうから、今申し上げましたように、特別の地域に對しては特別な施策をするといふことが含まれるわけでありませう。

○周東國務大臣 森田さんのお話ですが、この条文の書き方だけで地域格差の問題をどうこうということではございませう。地域格差の問題は全体を流れる考へ方であり、そして、先ほどお話を申し上げたように、農山村あるいは後進地域に工場を誘致するといふような問題も、そういうことによつて得られる農外所得等の関係によつても地域格差はなくなるべきではないか、また、他の問題、生活環境といふものから考へて、無点灯部落を解消する、無医村地区にお医者をとつていふような問題は、やはり地域的な格差をなくする問題であります。ただこの一つの問題、これだけが全体ではございませう。この問題については、先ほどから繰り返して申しますように、自然的、経済的、社会的な不利をなくするといふことの計画を立てるのだが、その計画は一律一体ではいけない、地方的な諸条件を勘案して立てるというのを考へてゐるのではありませんか、全体の農業従事者の生活水準を均衡せしめるということについては、法を流れる全体として、地域的な、あるいは農業内部における格差もある、これらすべてをできるだけ早くにその格差を是正していくことが全

体のねらいであります。

○森田委員 どうも大臣と所見を異にするようでありまして、これ以上あれですけれども、先ほど大臣お立ちになられたのであれですが、問題は、つまりこういうことなんです。後進地域と先進地域とは、農業の方面から觀察しても格差があることは明らかだと思ふのです。そこで、後進地域の方で農業上の施策で格差は正のために予算をとつてもらいたいといふ要請があるわけですから、ところが、この基本法の中にそれが明確になつていませうと、やはり要求する根拠といふものがきつめて弱いものになるのじゃないか。そういう意味で、総合施策として大臣がさうおっしゃることは私はわかりませう。所得増進計画の中においてもこの地域格差を是正するといふことが明確にうたわれておりますし、ほかの政府の御意見などをお伺ひしても、やはりこの地域格差は正といふことがうたわれておるのです。だから、やはり、農業基本法の中にもこれをうたわれておつた方がいんだという考へ方では御質問申し上げております。しかし、何べんやっても同じことを繰り返されたのではあれでありませうが、ただ、こういうことなんです。私は、第二條の第二項は、地域による農業の自然的性格といふものはその地域に適切なるようにやれといふことが一つと、それから、大きいテーマとして次に地域格差は正といふことを含んでゐるのだと解釈するものであります。そこで、私の解釈の通りだとすれば、第四條の上に立つて申し上げるのではありませんか、もしそうだとすれば、第四條を見ますと「政府は、第二條第一項の施策を実施する

ため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。」と、こう書いてあります。さらに、第五條においても「国及び地方公共団体は、第二條第一項又は第三條の施策を講ずるにあつては」云々と、こう書いてあるのではありませんか。そこで、問題は、先ほど私が申し上げました通り、地域格差といふものを是正するといふことがこの第二項に含まれてゐると私は考へるし、政府委員の答弁もまたさうだといふふうにならざるやうな御答弁でございませうから、それならば、予算措置においても、第二條第一項に限らず、第一項、第二項といふことですから、この第一項といふものを削つて、政府は第二條の施策を実施するた

め云々と書けばよかつたんじゃないかと私は考へるのであります。特にこの第二項を除外した理由がわからなくなる。そこでこの点を一つお伺ひしたい。

○大澤政府委員 お答えいたします。

第二條の第二項は、第一項に掲げた諸般の施策をやるあり方、いわゆるやり方を述べたのであります。ですから、その氣持がさらに第二條第一項ではこういうことを講じなければならぬといふ政府を義務づけるし、それをやる場合に、前項の施策をやる場合にこれの条件を考慮して講ずるものとすると、この条件を考慮して講ずるものとす

わけでありませう。従ひまして、第四條なりあとのところで第二條第一項の施策といふ場合には、第二條第二項のようないふ方である第二條第一項の施策といふことではございませうから、その点は含まれてゐるわけでありませう。

○森田委員 私はやはり今の御見解に

は必ずしも賛意を表し得ないのであります。この所得格差の問題というのは、所得増進計画の上からもきわめて重要視されている一項であるし、農業本来の性格から見ても、日本のように南は九州から北は北海道の果てまでの間でありますから、地域格差というものは必ず存在する。そうすれば、やはり、この地域格差は正というものは、農民の生活を高める上においてきわめて重要な政治的の目標でなければならぬのであります。やはり、予算措置を講じてもらわないのでは全然無意味なことになると考えますので、そういう点から私は今の御質問を申し上げたのであります。しかし、これは見解の差になるようでありまして、この程度で打ち切っておきますが、政府においてもこの点はもう少し明瞭にしておくことが大事じゃないかと私は考えるのであります。とにかく、私は与党でありますけれども、しかし、日本の農利というものの苦悶なり現実なりを直視して、ここから一歩新しい世界に踏み切ろうというのでありますから、現実には現実としてこれを厳密に議論しておくことが必要であると考えて、以上のような議論をいたしたものでございますので、その点に対しては特に御考慮をお願い申し上げておきたいと思っております。

○周東閣議 森田さんのお話、突き詰めたとお考えはよくわかりますが、私も、法を流れる全体の精神は、単に地域格差ということだけでなく、農業自体における階層的な問題もあると思ひます。それから、他産業との差がある。これらを含めて、一々書いてないのですが、しかし、農業従事者の生活というものと他産業に従事する者と均衡せしめるということも入っておりますし、しかも、その施策は一律一体であつてはならぬ、それは常に地域的な自然的、経済的な不利をよく考へて施策を立てるということ、二項で、一項目の計画を立てるときは地域の自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して講ずるものとするとなつており、その施策に対して、受けて四条では全部予算的措置を講ずるのでありますから、これは私はちゃんと入つておると思ひます。

○森田委員 私はただいまの御説明に必ずしも承服するものではありません。政府においてもこの点御検討願ひたいと思ひます。

私の質問はこれで打ち切ります。

○坂田委員長 大野市郎君。

○大野市委員 基本法の問題で二、三質問いたしたいと思ひます。ただいまの問題の続きであります。地域の自然的、経済的、社会的諸条件の問題につきましても考え方については、大臣から一通りの見解が述べられたのであります。この点の法的な形式の問題についてはあるいは疑義があるかもしれないので、私も問答を承つておつて、この点に対してはなお考へたいと思ひます。なぜなら、他産業と農業の格差は正の問題だけじゃなくて、農業の中にも大へんに地域的にへんばな不利益をこうむつておる地域が多いのであります。特に、この点につきましても、第二條の施策の中には、政府案におきましては農産物そのものにも選択的拡大ということを大きな柱に立てておられます。これと地域的な作物との競合関係で現

実の問題としてその土地の農民は心配をしておるのであります。そこで、この点を突き詰めてみたいと思ひますが、大臣の御所見は、もちろんこの二項は第一項の内容を規定する条件であるから、第一項の施策の実行にあつてはこれを含むものであるという御言明でありますので、その言明をもととして、まず次の論点を進めたいと思ひます。

実は、御承知のように、新聞の記事についてはその出所がなかなかむずかしいのでございますが、ここの二月二十二日に毎日新聞が特報いたしましたのが、農林当局の言明として、「米の作付転換に乗り出す」という記事が載つておつたのであります。長いものでありますから詳細は省略いたしますが、要するに、農林省において田畑輪換政策をとることをきめておるが云々という記事であつて、十年後には二十五万から六十万ヘクタールくらいの過剰な水田ができるであろう。これが結論でございます。ただし、これは、その場合にも田畑輪換政策の方が水稲単作農家よりも所得が増加するといふ試算がつけ加えて出されておるものでありますから、これはどちらでこの試算をされたものであるか、この趣旨はどういうものであるか、承りたいと思ひます。

○大澤政府委員 私、その新聞記事を知りておりませんが、そういう試算がどこで行なわれておりますか、必ずしも公のものではないのじやないかと思ひます。

○大野市委員 この点、ただいま必ずしも公にされておらないというのでありますから、新聞の記事で私もその

ことの可否を申すのではありません。一つの試算として考えられたらうと思ふのでこれを持つて参つたのであります。

そこで、私は、先ほどのお話の中にも、米の消費の動向に伴つて、品質と同時に味の問題が米の中心に取り上げられるべきだといふ御趣旨の発言を承つたのであります。私も実は同感の一人であります。私も農林省を回りまして、特に東北の米産地帯を回りますと、米に生計をゆだねておる現状からしまして、米の成り行きは非常に真剣な問題になつております。そこで、現在米を作つておる諸君に対して、この収穫が、集約農業をさらに合理化をしていけば反収の増加を期待することができるとあります。しかし、か

たが、食生活の変化によつて一人当たりの米の消費量は減る趨勢にあることといたないと思ひます。で、行つたり入つたりでこれらの計算の数字に對してはまさに試算の域を脱することではないはずであります。それはそれでよろしい。それから、先ほどのお話にもありますように、天災が一べん来ればそれらの紙の上に書いた計画はだめになる。私も農業に計画経済が不向きであると申すのは、そこにあるのでありますから、そういうような意味で、計算がどういふふうになるか、書いてあつたからといって、これをどう問題にしようとはいはしません。ただ、私は思ひますが、基本法に選択的拡大と大きな柱を立てたからには、農林省の指導をせられるにあつては、大胆率直に、これらの諸条件を積み重ねるならばどういふ形のものが出来るだらうかという、仮定の条件を仮定

として、すべてそうでなければ理論は構成されませんから、これこれの条件であるならばこうなるというものは積極果敢にお示しになつてしるべきものと思ひます。それに対する変化が政策として考えられていくべきであると思ひます。

ここで非常に興味を持ちましたのは、いわゆる乳牛四頭を飼育した場合の試算が載つておまして、一・四ヘクタールの水田面積を経営しておる場合に、水田の所得はこれは全部水田をつぶすのでなく、水田のうちの一部を田畑に転換するのでありますから、水田所得が入つてくると思ひます。その水田所得をこの試算では十九万五千二百五十円と見まして、酪農所得が十五万五千七百九円、合計三十五万九百五十九円という計算が出る、もし水稲単作農家のままでおきますと、同じ面積で二十四万八千四百七円の所得しか得られないといふ試算がつけてございまして、これは公式でなかつたといひますが、この試算は自信を持ってなされたものかどうか、伺いたないのであります。

○大澤政府委員 私、その試算の内容を承知してはおりませんが、何とも申しかねるのであります。先ほど大臣からもお話がありましたように、米の消費につきましても、今後の見通しについていろいろ問題があるわけでございます。将来少ない面積で今以上の米の生産をあげるといふようなことも考へなければならぬと思ひます。そういう場合に、今おっしゃつた田畑輪換というように、当然取り上げられ将来の農業の形になると思ひますが、そういう意味で、畜産局を

通じ、振興局を通じて、この田畑輪換というような問題も、作付体系ですとかあるいは技術のあり方ですとかいうようなものをただいまモデル的に研究をしております。また、実験をしております。そういう意味でいろいろの試算があるかとも思っておりますが、内容を承知しておりませんので、何とも申し上げられません。

○大野(市)委員　そう逃げ腰であったのでは、とてもそれはおさまりません。これは農林省の中で出たのは間違いないのだから。

大臣、これは、こういう形で進むならばこういうものが出るというのは公表しても差しつかえないものだと思います。条件が変われば結果が変わるのですから。田畑輪換以外に水田農家が豊かになる道がないというので私も賛成しておるのだから、こういう試算があるならばあるのだから、あなたには、知らないなどと言わないで、一つ部内に命ぜられて、そういう試算を出していただいて、そうして、こういう形でやればこういうふうになるのだという、石川県にも実例があるのだから、それらを一つ資料としてお出し願いたい。これは言うてもしようがありませんから、その資料の要求をいたします。

私は、現在水田を持つておる者に対する将来の豊かな経営としての水田酪農を大いに望むものでありますが、もう一つある。これは今度は地域格差の問題であり、いわゆる東北僻地の問題であります。これはどうかというのと、ただいまの政府の御提案の中にも、明らかに、第二条の第一項の二号に、土地及び水の農業上の有効利用及

び開発並びに農業技術の向上によって農業の生産性の向上及び農業生産の増大を図る」とございます。ここで水の問題でありまして、かねて、農民所得増進計画を経済審議会が答申をしまして、政府におきましてはこれにさらに国民所得増進計画の構想なる別紙をつけて閣議の決定をせられておりますので、私もこの答申案自身をうのみにして政府が施策をせられるものとは考えません。弾力的に運用せられることを承知しておるものであります。この弾力的運用の範囲におきまして、いわゆる水の利用の問題に對しまして、十年後に水田が余るのじやなからうかという試算などもあるせいでありまして、今年度の予算編成にありまして、農林省の部内において、畑に水をやる畑地灌漑はよからうが、水を引いて水田を作るといふことは好まないという風潮が流れておったように聞いておりますが、この点、はいわゆる地域格差の是正という閣議の決定の基本的な考え方、こういうものからしまして、現閣がそのような片寄った考え方を持つておるはずがないと思うのであります。

そこで、承りたいのでありますが、御承知のように、ただいま、土地改良をやるにしても、農地の造成をいたすにいたしまして、特殊な開拓の事業には別個な方途があるいは考えられるかも知れませんが、全般的に社会党さんの御主張のように全額国が費用を持つなどというところは、現段階でまさかできないと私は思いますので、どうしても農民の負担が一部出るのでありまして、ところが、農民の負担を考えに入れて土地改良をいたそうとします

ときには、これらの灌漑排水の事業を實行するためにあたつて、所得が確保されるという見通しがなければ、土地改良も農地の造成も実行がむずかしいのであります。だから、私も、農民がこれならば経営ができるという目安を与えなければ、それが畑作であらうと水田であらうと、僻地の農地の造成といふことはむずかしいと思うのであります。私も、米が大体西から上がつてきて東北、北海道という工合に北に石数の増加が続いておる趨勢を知つておりますだけに、土地改良の實行の過程を考えましても確かに東北がおくれているのであります。そういう意味合で、北陸、東北のいわゆる地域格差の大きい地帯に、せつかく米の適地であることが明らかであり、水さえ入れれば水田にりっぱになる場所がまだたくさんあるのだから、その場合に地力を増強させるということが地域格差是正の一番早道だと思つて、畑に代つては採算もすぐあがらぬ。反七千円やそこらの収穫ではなかなか農民は自己負担を出さぬ。池田内閣においては食糧制度は必ず続けるといふことを言明をしていられるのでありますから、何と

してもこの時期において水田にして、農家に米ができて所得が確保されるのだという安心感のもとに早く地力の培養をさせなければ、将来もいろいろな考え方の変化で池田内閣の考え方が変わるようなことがあった場合には――池田内閣は存続中は変わらぬのであります。そういうような場合に限り残されては、永久にこれらの地帯は後進地域のままであります。だから、畑地にするなら予算は出すが水田はごめんだというような農地局の考え

方がもし相当にびまんしておるものであるとするならば、私は変えてもらわねばならぬと思つて、地域格差是正のために、地力の培養、従つて所得の確保せられておる水田の開発、こういう意味での一つの国の方針を是認いただけるかどうか、農林大臣に伺いたのであります。

○周東國務大臣　今後における作付輪換とかあるいは成長農産物をどこに持つていくかといふことに關しましては、全国一律一体にやるわけではございません。その地方々々における実情を考へて適当な政策を實行していくわけでありまして、従つて、お話のように、米作専門でいく方がよいといふような地帯におきましては、それは計画の運用におきまして考慮すべきことであらうと思つて、御指摘の、水田の方ほうもやめてしまふといふような考へ方は持つておりません。従つて、県営土地改良等におきましても、本年度御承知の通り二十地区を新たに認めておる格好であります。そういう点については、いろいろ話はあるようでありまして、御心配はないと思つて。

○大野(市)委員　なお、農業の近代化といふような問題もありまして、特に暗渠排水、このいわゆる湿田の乾田化といふことが要望せられております。もとより暗渠排水が重要であることは御承知であると思つて、暗渠排水に對して格段の熱意をお持ちかどうかを確認したいと思つて。

○伊東政府委員　先生おっしゃいました乾田化の問題でございますが、暗渠排水等につきましては、大体事業は団体営でやつております。それで、今後

械を入れていくといふようなことを考へておられます際に、この乾田化といふことはその前提になるといふふうにわれわれ考へましたので、ことは団体営の国の負担等につきましては前年よりもふやし、また三分五厘の融資等でもこの事業をやつておりますので、先生のおっしゃいましたような方向で乾田化は積極的にやつていきたいと考えております。

○大野(市)委員　ただいまの土地の開発の問題につきましては、乾田化の方向に力強く踏み出しておられることを確認できて、ぜひそういう方向でやつていただきたい。

そこで、劈頭申し上げましたように、農村が米作に執着しておるからといって、米そのものではないのでありまして、所得が多いことを望んでおるのでありますから、将来の水田の面積があだこうだといふことは、地力の培養になりさへすればいいのであつて、地力培養後の水田の方向轉換は、所得が確実にふえるという保証が得られるならば、農民諸君は喜んで方向轉換も是認をせられるに違ひないと思つて、熱情を持つて農家の所得の確保といふことで御決断をいただきたいと思つて。

第二点として、第九条に、農業生産の調整をやるということがございまして、自由経済の主張を持つておりますわが党などにおいては、生産の調整がこれまた非常にむずかしい問題だと思つて、この点に對してどのような施策をお考えであるか、聞きたいのであります。

○大澤政府委員　生産の調整でござい

ますが、選択的拡大ということで、これからふるものについては伸ばしていく、需要の減るものについては減らしていく、あるいは転換をしていく、そういうことを円滑にやっていくというやり方をとらなければいかぬと思います。具体的にはどういふものについてどういふふうにするかというようにございしますが、たとえば麦の転換というふうなことにたいしては、考え方えられておるようなことが具体的な施策として一つではないかと思ひます。

○大野(市)委員 まさに一つの例として大麦、はだか麦の転換の問題が出て、法律の説明もすでに終わっております。たとえば、野菜物、卵、肉、あらゆる成長作物が並べられておりますが、自由主義経済界における産業構造において、生産の調整は法律によって作付転換という形の奨励金で納得していただくという方法もわかります。それは一例でございます。何かもっとありそうなのでもありますが、今日政府当局が用意しておられる施策はそのほかにどういふものがあるでしょうか。

○大澤政府委員 たとえば、ただいま青果物についてとっております。情報交換をして時期別に生産の調整までを組合を通じてやるというふうなことも一つの方法であると思ひます。その他のことにつきましては、さらに具体的な問題として今後いろいろ研究をしていかなければならぬことだと思ひます。

○大野(市)委員 もう少し勉強してほしいな。これは、各国の具体例として、たとえばアメリカがどういふことをやっているかという先例もあるで

しょう。あるいは、このたびのいわゆる農業基本法を持つております西ドイツにしてもフランスにしても、実例がありましよう。あるいはイギリスの穀物に関するいわゆる不足払い、その他の方法もありましよう。政府の考へておられる生産調整についての具体的な施策の要綱と申しましようか、着想と申しましようか、そういうものがこの法律通過後すぐに必要になりますので、一番近い日にそれらの問題に対して資料としていただきたいと思ひます。

○寺島委員 あとで私は機会を得まして本法に對します私の質問を申し上げたいのでありますが、私の同僚である森田君並びに大野君からるる米作に對するうんちくを傾けられた質疑が重ねられて、つづしんでこれを押さへて、大野君からただいま大澤さんに勉強して資料を出せというのを言われ、たので、それに關連して私もあわせて一つ資料を出していただきたい、かように思ふのであります。と申しますのは、先ほど、森田君の質疑に對しまして、農林大臣は、うまい米を食べたいという消費者の熾烈なる欲求に對してこたうべく、農民の側においてこれをいむる選択的という言葉によつて農林省は農作物全体の上においての選択的拡大は声を大にして言つておりますけれども、いむる米の中における選別は許されないので、すなわち、うまい米を作りうまい米を消費者に与えるといふことは食糧制度というワツクの中においてはややうがないのだといふ意味の御答弁であらうかと推察いたします。しかし、大きな趨勢、

すなわち、もう戦後ではないと言われ、て年久しい今日の段階において、こいう食糧制度というワツク内であつても、いむるうまい米を作つてなかつた今日の農家経済の所得を償つて余りあるような品種を作るといふ条件を満たす部分が何かないかどうか。といふことは、ほかの人なら私は聞かないのです。今日髪を白く加えておられますけれども、その時分はそこにすわつておられる周東さんは農林省米穀局長として盛名をはせて、率勢米価の間答等においては並みいる政府委員で太刀打する人はなかつた。その率勢米価の間答をひきつけてさうと答弁した往年の周東さんを見來たつて、その周東さんが今内閣に列し農林大臣に位いたしておるから、選択的拡大といふものを米作の内部においていかように消化し得るやという問題について、大澤審議官をして督促させ、須賀食糧庁長官を督促して、この次に私が質疑をいたします際の資料に資せられるよう御用意下さいますならばことに仕合はせである、かように思ひまして、両君の質疑に關し敷衍いたしまして私も資料を要求いたし、その資料とはかかる意味の資料であるといふことを補足申し上げる次第であります。

○坂田委員 藤田義光君。農林省は農作物全体の上においての選択的拡大は声を大にして言つておりますけれども、いむる米の中における選別は許されないので、すなわち、うまい米を作りうまい米を消費者に与えるといふことは食糧制度というワツクの中においてはややうがないのだといふ意味の御答弁であらうかと推察いたします。しかし、大きな趨勢、

○藤田委員 最大の野党であります社会党の諸君がこの時間に農林部会を始めるといふことはまことに残念であります。が、審議をきかめて真剣にやるために、私、しばらく質問の時間を拝借したいと思ひます。まず第一点にお伺ひしたいのは、農業基本法の前文に、本法を出すに至つた経緯が中ほどに書いてありま

す。まず第一に、ほかの産業との生産性あるいは生活水準の格差を是正するのだ、また、穀粉質から蛋白質に至る消費構造の變革に應ずるのだ、あるいは労働力の移動に對するのだ、一々私はこの点は全面的に賛成であります。が、この前文を通観いたしまして、農業の本質の一部として、農業といふものには保護政策がつきものであり、世界各國の例を見ても相当強力にこれをやつておるが、この点においてやや前文は親切を欠くのではないか、このように思つておりますが、大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○周東國務大臣 私は藤田さんの御心配もよくわかりますが、私どもは、農業を新しい時代の農業として強く立ち上がつるためには、まず、あらゆる面について今までの農業経営の内容に當つて、生産性を高めるとか、あるいは近代化、技術の高度化、機械化といふようなもの、あるいは農業構造に關してこれを新しい考え方のもとに率いるといふことが第一のやり方ではないかと思ひます。しかし、先ほどから論争になっておりますように、農業の持つ自然的、経済的、社会的の不利といふことは、いかなる施設をやりましたもやはり全部解消はできないと思ひます。しかし、これは御承知のやうに自然的な条件という天候に支配される農業でありますから、ある程度科学的の力で操作はできるとしても、どうしても人為的に解消ができませんものではない。こいういふ点におきましては当然國家が保護の立場をとり、また、近代化、機械化、技術の高度化をなすについても、必要な面について、資力的に弱い立場に對しては、将来とも力強

く育てるために國家の財政的、金融的補助助成が必要であると考へております。

○藤田委員 従来の農政の重点が食糧生産第一主義であつたことは大臣も認められると思ひます。しかるに、昭和三十一年、新農山漁村振興對策要綱が出まして、翌年には農林白書が發表された。社会党は昭和三十三年から三年間基本法を審議したといふのであります。が、わが党におきましてはすでに昭和三十一年から基本法的な準備を開始しておるわけでありま。さういふ観点からいたしますと、どうしても、この基本法は、一九五五年の西ドイツ、あるいは一九四九年のスイス、五一年のイギリス等の前例法を見ましても、所得を中心とした基本法でなくてはならぬ。ところが、私は率直に申し上げて、十二月二十日案におきましてはあまりに合理主義が徹底した案文であります。それを二月四日に補正いたしました今日の家が出ておるわけでございますが、その十二月二十日案の印象では合理主義に少し片寄つておる。その雰囲気は今回の基本法に残つておるのじゃないか。その点は、われわれとしても、関連法律等においてよほど深刻に反省し、足らざる点を補正する必要があると思ひますが、大臣の御考えをお聞きたいと思ひます。

○周東國務大臣 農業基本法はあくまで農業に関する憲法であり、大綱を示したものであります。従つて、これは一日も早く通過しまして、そしてこの第二条以下にずいぶんたくさん書き上げておりますが、抽象的と言へば抽象的であります。しかし、各般にわたつて、基礎の造成から、あるいは農

業構造、農業資材の問題、あるいは労働移動に関する処置、価格政策というものがみな入っております。これらに關しての必要の施策というものは、私も現に考へておるものもございます。また、これは議員の皆様は超党派にいろいろ御議論がございましょう。それら意見の聞きつ、しっかりとこの農業基本法の目的達成のために必要な法律制度、また、それに伴う予算制度、金融制度の発現と申しますか、これを発動することについて早く手当てをしていくことが今日必要であると考えております。基本法の方はあくまで基本法でありまして、あるいは所得の方が少しくおられて生産合理主義になつておるかというお話でございしますが、その点は、生産を進めるにつぎましても、やはり、売れるもの、確実にもうかるものを作らせようという行き方であり、その生産を上げるにつれて農家の生産性を高めつつ所得を上げていくということを考へておりますが、これらは、いずれも、その実際の施策は、ただいま申しましたように、法律制定後における各条文に基づいて、皆さんの御意見を聞いてしっかりとした案を政府がやるべき義務を負うてゐるものと考へております。

○藤田委員 条文に入りますが、第二十三条には「行政組織の整備」という表現を使つております。私は、基本法及びその関連の法律を実施すれば、当然現在の農林省の機構というものを根本的に検討すべきではないかと思うのでございます。この点、社会党の諸君の質問がございせんでしたが、やはり、この法律を推進するのは行政官庁たる農林省でありますから、ここに相当強力な

る機構を検討整備する必要があると思ふのですが、大臣のお考えと、多少でも具体的な構想がありましたらこの際お示し願ひたいと思ひます。

○周東國務大臣 これはまことにごもっともな御指摘であります。私は、その点に關しましては、藤田さんの御意見と同様に、この農業基本法をひきつぎ新らしい農政の方向を示し、これを実行していくにつぎましては、機構について相當の改善を加える必要ありと考えております。この国会にもあるいは一部出そうかというところでありまして、たけれども、しっかりと農業基本法が通過の後に根本的なもの考へる必要がある。考へ方といたしましては、ともすると従来の農林省の組織は各局がばらばらになつております形です。そのために、たとえば酪農あるいは畜産の振興にいたしましては、経済局の果樹振興とか農地局の別個の奨励というものは食い違ひが起こつてくる場合が多かつた。今度は、少なくとも農林、農業というものを一体に考へて、將來かくすべきである、そのかくすべき一つの総合計画の一環として、畜産はかくあるべし、果樹生産はかくあるべし、農地の拡大はそれに相応してかくあるべしというものが立てられるべきは必ずあります。その総合計画のもとに各局が同じ方向に向かつて進めるように、私は農林省の機構を考へる必要があると思ひます。

なお、お尋ねがございせんでしたけれども、行く行くは、今度の農業基本法の指向するところは農林省だけでございせんが、多々ありますので、労働省、通産省あるいは厚生省等の關係においての総合調整が必要であります。場合によつては、内閣においての問題を考へなければならぬかと思つております。さらに、このことは第一線に於て農業の基本的な指導をすべき地方官庁または地方農業団体等がやはりこれに相応して働き得るよう、農林省の出先または都道府県のあり方についても、考へていきたい、かやうに考へております。

○藤田委員 その行政機構の問題に關連しましては、内閣法あるいは農林省設置法、行政組織法等の関連法律の相當大規模な改正が必要でございまして、次の通常国会には大体整備される気があります。考へようかどうですか。これはきつめて関心が大きい問題でありますので、重ねて伺ひ申し上げたい。

○周東國務大臣 私は、この法案が成立を見ますれば、直ちにその方面と取組んでいかなければならぬと思ひます。従つて、一日も早くこれが成立することを望んでやまないものであります。

○藤田委員 法の第二十四条には農業団体の整備をうたつております。この内容に關して、具体的にどういう整備をしようとするのか、お示し願ひたい。

○周東國務大臣 農業の將來に向かつて農業団体が重要な役割を占めるというところは御承知の通りであります。従つて、これらが力強い基礎を持つことが必要でありましよう。今日も、農業促進に關する法律も提案いたしてあります。しかし、農業団体のあり方としては、単にそれだけでなく、農業協同組合といふものがよつて立つておるところの相互扶助の団体であるという精神的側面も大きく取り上げて、その方向に向かつて活動してもらふような指導も必要でありましよう。また、一部このたび出してございせんが、団体の整備といふことには当たらないかもしれせんけれども、農業協同組合の持つ資金を農村に還元するために必要な施設を考へるとか、あるいは、先ほど一部お触れになりましたが、將來の生産に關して見通しに立つての生産を各地域に受け持たれ、また、それがやられていくわけでありましようが、青果物等のごときは農業協同組合がかなり自己調整をやるような道も考へていく必要があるのじやないか、生産調整、出荷調整といふようなものが何かそこ必要であるのじやないか、そういうことをやるについても地域的に農業協同組合等のあり方、また、これから指導的役割をなす農業委員会等の問題が一律に現在のままでよいのか、あるいは將來それに対してもう少し改正を加へる余地なきやというところに検討を加へていきたいと思ひます。

○藤田委員 私ははつきり申し上げて、現在の農業団体は頭でっかちである。これはやはり思い切つた整備をやる必要があるのじやないか。ほかの産業に比ばましてこのような雑多の団体が乱立し、いろいろな弊害も生じておることは事実であります。全中等でもいろいろ案を考へておるようでありましようが、わが政府案におきましては規定にはつきり約束しております。社会党案におきましては、どういう理由か、これはうたつておられぬ。社会党の小川馨明案といふのがありまして、相當思ひ切つたドラステックな整備案もあるようであります。それは、お示し願ひたい。

から、この農業憲章たる社会党案では農業団体の整備に全然融れておらない。私はこの点社会党の良識を疑う一人であります。こういう観点からしまして、私は、全国単位の連合会が再検討の必要がある、しかもそれは非常に急ぐ、こういう基本法というとな根本的な法律成立の機会でないとなかなか切開できないのじやないかと思ひますが、これは一つ大臣の忌憚のない御意見を伺ひたい。また、單位農協にしましては、昭和二十八年に全國町村はすでに合併促進法を実施いたしまして、八千数百の町村がわずかに二千人に減つてゐる。民主主義の基盤たる自治体といふものが非常に強化されて、人口八千基準に一応各党協力してあのような案を作つておる。末端の農協も非常に弱小農協がある。先般愛知県知多半島に参りますと、三十四の農協がある。しかも、農協長が半分は不在、非常勤農協長である。こういうふうな状態では、農民の唯一の團結の機關である農協といふものが強化されない、そういう観点からしまして、末端もこの際全面的に一応検討するといふ大臣の決意がありますかどうですか、お伺ひ申し上げたい。現に、單位農協に關しましては法律も用意されておるようでありましようが、重ねて大臣の御所見を伺つておきたい。

○周東國務大臣 これは、単に農協に限らず、農業団体についてのあり方について再検討をいたしたいと私は考へます。

○藤田委員 大臣の良識を期待いたしまして、これ以上はお尋ね申し上げません。

次に、末端の農家で現在一番悩んで

おる問題は、農業資材の問題です。機械、肥料、農機具あるいは農業、この生産に關して農林省はどのような指導をされておられるのか、万石を一つ例にとりまして、規格はめちやめちやであり、値段もめちやめちやであり、特に、弱小農業会社、あるいは肥料会社等におきましては、どうしても資本的な制約がありまして、りっぱな研究施設も持っておりませんし、農業機械化促進法という法律はありますが、これはほとんど動いておらないのです。私は、協業の助長という規定を作った以上は、これと並行的に農業資材というものに関しまして農林省が相当真剣な態度をとっておられることは現実には示す必要があると思ふ。

そのためには、いろいろ問題はありましようが、千四百五十万農家のために弱小業者を整理するくらいは思い切った手を打つべきではないかと思ひますが、大臣のお考えをお伺ひしたい。

○周東國務大臣 お話の点は最も重大な点に觸れて御質問であります。私も、本法律の制定後における目的達成のために、農業資材の問題が大きな問題になる、それと取り組みたいと思ひます。ことに、御指摘の農業機械の問題は、なかなか重要な点である。今日鴻巣試験場に有力な技術官がちゃんと控えておられますが、研究費が足りない、規模がやや小さいということもありまふ。今日、いかなる地域にいかなる機具を使わせるかというようなことに關しては、また、先ほども触れましたが、どうもあまりメーカーが多過ぎて、毎年々々少しづつ改良しては、私のを買え私のを買えということ

で、応接にいとまがない、そういう問題をいかにしたら打開し得るか、また、相当安心してしばらくはこれを継続して使えるというようない機械を出す、これもやはり、日本の土地に即応した機械等についてどういうような形で指導し、どういうような形で取引形態を整えるかということについては考えていきたいと思ひます。ことに、機械化する場合における使わした機械のアフター・ケアと申しますか、修繕処理というようなものも安くとのえて安心させるということも必要であります。これらのことをすべて考へて、製造、取引、流通の關係を考へて対策を立てたいとたゞいま研究をさせております。

肥料に關しましては、御承知の通り、少しおくれて恐縮であります。硫酸肥料等につきましては、徹底的の合理化というものを要求して、通産省と協力のもとに、今まで長い間合理化の合理化するといつていつまでたつてもきまらぬで、少々僕もごうをにやすというか、少し耐えられなくなりましてある要求を出し、これは相當の合理化法案を一定限られた年限において示し、そうして年々の価格の下落というものを端的に示していきたいと思つて、その方向に向かつて結論を出すように關係当局が業者とも話し合ひを進めておるのであります。また、カリ、燐鉱石等の燐酸肥料についても、カリ肥料の原料は日本にございせんが、これらについては、あらかじめ政府が需給推算に立つて必要な分量の総合輸入計画を立てて臨みたいと思ひます。それから、農業等の問題につきまし

ては、これは価格の占める割合が特許にあります。これをどういう形で安くするかということも特に命じて研究をさせております。私どもの立場といたしましては、実際の運用によつて農家に對してよい品物を安く供給する方途を見出すべく努力をいたしております。

○藤田委員 この機械化の点に關しましては、法の第二條第一項第三号にただ一言機械化という表現を使つてあるだけなんです。私は、協業というものが助長されてくれば、今日の農業機械化促進法というような徹底的な法律では、とても農家の需要に応じ切れないし、また、いろいろな矛盾撞着を生じてくるということを一番憂慮しているわけでございます。

次にお伺ひ申し上げたいのは、社会党の諸君は、農用地の拡大、新規開墾ということをお社会党の基本法の一つの軸心にしておるのでございます。政府案では従来の土地改良予算あるいは新規開墾等に対してきわめて不熱心であるという誤解を受けておるのでございまして、第二條第一項第二号には、土地及び水の有効利用並びに開発と、はっきり規定してあるのにかかわらず、あるいは第九條には、生産基盤の整備、開発というふうな表現も使つて、非常に親切に規定してあるにもかかわらず、そういう風評が飛んでおる。これは、私は、財政担当官の方からかういふ情報が出ておるんじやないかと思ふんです。これは私は実際にけしからぬ情報であると思ひます。むしろ、農産物の選択の拡大が実施されますと、たとえば新潟県の米どころの土地改良費そのものは予算的に増額されるのではないかとすら考へておるのであります。そういう情報を大臣は耳にされましたかどうか。また、この基本法に關連した法律等においてそういう懸念のあるような法律があるいは予定されておるんじやないかというふうなことも心配されておりますので、この際お尋ねしたい。

○周東國務大臣 先ほどもお答えをいたしましたように、土地改良、土地造成については、この法律の施行とともに、私どもは、新しい見地に立つて、将来の需給の見通しに立つて、どれだけの耕地を必要とするか、どれだけの牧野が必要になってくるかということをもとにして、現実に立つて計画を進めるつもりであります。まあいろいろとお話はございまして。野党さんの方でもなかなかまじめに研究して下さつておりますが、どうも今度の予算が少な過ぎないかとおっしゃる。これは、ざつぱらに申しまして、農業基本法を研究し出したときは二月で、予算の要求は八月で、前内閣のときで、その間において新しい内閣に変わりました。予算のあれはついておりません。實際上としては、法律ができましたら、今後の問題として、これらの施策について法律、制度並びに金融制度、財政的処置を講ずるつもりであります。総理もこの点をたびたび言明しておられますので、その意味におきましても、早く基本法ができて、この二条各項、四條、五條にありますが、これを實行させていただきたいと思ふのであります。それをすることによって、できるかできないか、私どもの農業基本法制度の価値の分かれ目だと考へており

ます。

○藤田委員 例の第十一条の価格の問題であります。社会党の第十四條と對比いたしましたに常誤解を受けておるわけなんです。私は、ほんとうの農政の長い将来を考へれば、生産費・所得補償方式というのはいけません、こういう信念を持つ一人であります。しかるに、社会党の価格政策は、生産費・所得補償方式一本やりのように私は解釈いたしております。大臣のお考えをお伺ひいたします。

○周東國務大臣 これは社会党の方とは御指摘のように少し考へ方が違つておりますが、私どもは、長い目で見て、農家というものが作つたものは必ず売られる、売られるときに、過剰な生産でなくして、需要に應ずるよう供給がなされるということに指導することがほんとうの親切だろうと思ふのであります。その意味において、私どもは、新しい農政の立場によつては、将来の長期の需要の見通しを立てて、それに應ずる生産計画を立てていこう、こういうことでございます。しかしながら、そういうことをいたしましても、なおかつ自然的、経済的な不利というものがございまして、また、いろいろな経済的変動もあつたから、それがために価格關係が出てくるという場合におきまして、これに對する安定の処置をとるということは、従来通り、米についてとつていふような方策、農産物価格安定法がとつていふ方策、あるいは米穀価格安定法がとつていふ方策等、それぞれその品目に別々適当な処置を講じていくわけでありまして、ことに、それに対して参考となるべきものは、生産事情、物価

その他の経済事情を参酌してとあります。その生産事情等という中で、当然生産費というものは、いろいろとまちまちであるにしても、一つ参考資料として考えていくのであります。これは決して私どもは間違っていないと思ひます。ことに、先ほど来いろいろほかの方から御指摘のありましたように、イギリスの不足払い方式の問題にしても、アメリカの現在の余剰農産物買い入れ制度にしても、あの金持ちの国においてすらその問題は論議されておるものであります。これは、ほんとうに理想的なものは、やはり電給推算に基づく一つの生産方法を立てさせる方が一番親切だと思ひます。それができなない場合、またそれをやってもなおかつ変動のある場合において、それぞれの物資に従つて適当な安全措置を講じていくことは、法律、制度の上でも、予算措置でも講ずる考えであります。ちつとも私どもはこれによって農家の迷惑にならぬようにしたいと思ひます。

○川俣委員 関連して。

大臣の答弁中に基本的にはつきりせぬ点がござります。そこでお尋ねをいたしたいと思ひますが、農業は食及び住に対する基本的な対策だと思ひます。あります。食が中核であらうと思ひます。水産を含めて農業は食、林業を含めて住、食と住だ。ところが、大臣の今までの説明は、生産構造についてはいろいろと述べられておりますが、消費構造につきましては何か他人事のように言われております。たとえば、米の例をとりまして、米の食い方、うまいものを作らせようという話があります。一体米についての消費構造をどうすべきかという点については、検討がなされていないようでございます。食の方も、日本は米の食い方はいろいろあります。ただたいてい食うというのが普通でありまして、秋田のように切りたんぽにして食うとか、あるいは御膳もちにして食うとかという食い方もあります。将来どうするんだ、その結果需給の状態がどう変わるかという消費構造に対する見通しもなしに、ただ生産だけを問題にしておるようでは、農業の基本法に対する基本的な考え方ができていない、私はそう理解する。従つて、当然消費構造のあり方につきましても検討されていなければならぬと思ひますが、大臣の御答弁をわすれたい。

○周東国務大臣 どうも川俣さんはい

つもあまり大きな声をされますから、気の弱い者は少しびくびくします。で、どうぞ、静かにお話し願つても十分わかりますから。これは冗談です。米の消費構造とおっしゃいますが、それは研究していないのじゃないのです。食糧研究所というところで、一体米を将来何か別の変化した形においてやれないか、これは、かつて米が余つて困つたとき、大正十年前後、これをやつたことがあります。こういうことももちろん考えてはおります。ことに、先ほどから申し上げたように、消費構造といふことを考えれば考へるほし、それはすべての生産物に対して将来の消費の伸び方といふものと考へ合せて生産計画を立てる必要があると言つてゐるのであります。その意味においては、消費のあり方というものを常に頭に置きつつ、生産、供給の計画を立てていくというのが私どもの考へであります。

○川俣委員 米の食い方が変われば需

給がどうなるかといふことの検討は一つもされておらないのです。従来通り、たいてい食うものとしてしか考へてない。たいてい食うのは日本だけなので、蒸して食うこともありません。煮、焼いて食うこともありません。煮、焼いた消費構造の変化に応じて需給が変わってくる。たとえば、にぎり飯を食ふことによつて、家庭でたいてい食ふことも消費量といふものは変わつてきているわけですから、たまた需給のバランス、バランスという方へも、将来の消費構造をどういふ方へ指導していくのだといふことがない。たとえば、これは牛乳につきましても、酪農品についても同じです。食物といふと米と麦だけだといふ考へ方をしておるじゃないですか。そうではないのです。消費全体の、食物全体の消費構造はどうあるべきかという構造を描きつつ、そこで需給のバランスをどう立てようかといふ検討をすべきは関連ですからこの程度にしておきますけれども、十分検討された上でなければ、ただ早く通すだけが能だといふことにはならない。まだ検討すべき問題は残つておるということだけを申し上げておきます。

○藤田委員 この価格問題に関連した

しまして、われわれが地方を回つたて強く要請されるのは、果樹農業振興法が成立いたしておりますが、果樹園芸等に関しまして、この際価格安定法をぜひとも一つ考へてほしいという強い要求があります。この点の準備がおりますかどうか。

○齋藤(誠)政府委員 お答えいたします。

果樹並びに蔬菜等のいわゆる青果物についての価格安定措置についての御質問でございますが、青果物につきましては、豊凶等の関係がございまして、非常に価格変動の著しいものでございまして、これに對します何らかの統制方法を講ずる必要があることは御指摘の通りでございますけれども、現状におきましては最も困難なものの一つでございますので、われわれのいたしましては、まず計画出荷、出荷調整というような方法を取り、さらにまた、果実につきましては、先般お話しいたしましたように、やはり加工と相あわせて価格の調整を基本的には考へて参るというようなことを考へておるわけでございまして。しかし、いずれにしても、価格変動の大きいものでございまして、われわれとしても何らかの措置をとりたいと思ひます。そういうことで研究は続けております。

○藤田委員 第十一条の価格の規定で、第一項だけを読んで非常に批判がある。第二項と総合して読めばよく納得できると思ふのですが、この第一項と第二項と総合して一つ御説明をお願いしたいと思ひます。

○大澤政府委員 先ほど来、価格政策についての基本法の考へ方につきましては、大臣のお話で尽きておると思ふのでありますけれども、ただいまのお話で、第十一条の第一項をお読みになつて誤解が生ずるという点でございますが、第二項にございまして、

のではないかと誤解がござい
す。この点に關しまして、どうい
う御見解であるか、お伺いいた
します。

○周東國務大臣 今お話の点に關する
ことは、別に法律を作らなければ
なりません。ねらうところは、分割
を否定する法律ではないのであり
ます。分割相続はそのまゝあるだ
ろうけれども、経営の上において、
なるといふ、分割された農地がば
らばらにならぬように、一つにし
て経営が進められるようにやっ
ていこうというのを考えておるの
であります。従つて、その点は
憲法違反にはならないわけであ
ります。

○藤田委員 相続法との關係はどう
ですか。

○周東國務大臣 分割相続はそのま
ま認めておつて、そうして、分割
されて相続された土地をできる限
りそのまゝ合せて活用できるように
経営の面において一本化してい
こうというのを考えておるのであ
ります。

○藤田委員 そこで、こういう問題に
關連して農地法の一部改正が問題
になつてくるわけですが、農地法
の改正によつて最高保有面積の制
限を撤廃するとなれば、どの程度
のものを予定されておるか、お知
らせ願ひいたします。

○伊東政府委員 農地法の改正は今
提案してあるところでございま
すが、これは、先生御承知のよう
に、現在、内地三町、採草放牧地
五町、北海道は十二町、採草放牧
地二十町という取得の最高限度
をきめておるわけであり、また、
例外として政令で、自家労働で
やります場合にはこの例外を認め
るという形になつておるわけであ
ります。

あります。これを、最近の農業技術の
発展あるいは就業人口が減つてく
るというふうなことから見まして、
そういう原則じやなくて主として、
自家労働でやるといふ場合には、
今の制限を解いて取得することが
できるといふふうな規定をきめて
おるわけでございます。ただ、その
場合に、上限として、三町を五町
とか十町とか、そういうふうにし
ておつて、そこまではいいんだと
いふふうな上限を作りますことは、
まだいろいろ検討を要する問題が
ございまして、地別の農業類型で
ございまして、か、そういう今後
の検討に待つ問題が多ございま
すので、今度の法律の改正では、
上限を幾らというふうには規定し
ておりませんで、三町をこえても
主として自家労働でやる場合には
取得できるといふふうな改正いた
したわけでありまして、

○藤田委員 質問が飛び飛びにな
りますが、芳賀委員からいただいた
「社会党の農業政策」というパンフ
レットの中には、農業発展八カ年
計画というものが示されてありま
す。それによつて、社会党の諸君
は、大体この基本法の実施によつ
て国民のカロリーを二千二百カ
ロリーから二千四百五十カロリー
にしようという目標を立ててお
るのではありませんか。政府案に
よれば、この点はどういうふうな
ことになりまして、お伺いいた
します。

○大澤政府委員 倍増計画による試
算によれば、カロリーは、三十一
一三三年を基準にいたしましたもの
が二千二百三十七カロリーのこ
ろから、目標年次には二千五百
六十カロリーの、こういうこと
でございます。

ます。

○藤田委員 政府にもちゃんと用意
があることを記憶いたしておりま
した。数字を忘れたからお伺いし
たのであります。社会党以上の緻
密な案があることは承知してあり
ます。

次に、現在、農業従事者は全農
家の三五%、兼業農家が四五%
と、社会党の八カ年計画によれ
ば、この六五%の兼業農家が一
農家に三人男子の農業従事者が
あると仮定したら、一人は農村に
残すんだ、一人は農村加工工場に
入るんだ、一人は農村から出て
くるんだ、というように具体的に
計画案の中に入つておる。そうし
て、私は、数学はきつめて不得手
であります。概算してみますと、
わが党の十カ年計画四千四百五十
万人を一千七百万人にするのと、
数字的に全く同じなんです。こ
の四百五十万人の農業従事者を
食糧切り捨てと言ふことは、これ
は解釈ができません。私は、こ
ういふ農業政策は、農業従事者
中心に農家の人口の移動が行な
われるであらうか、あるいは専
業農家も同様に移動する可能性
があるかどうか、お伺い申し
上げます。

○周東國務大臣 これは、現在ある
過小農の中の農業従事者という
ものもあつて、あるいは一町歩
から一町五反の農家もございま
す。そういう中から他産業へ移
動する人もあると思ひます。そ
ういふ点は、すべての農業従
事者、第一種、第二種兼業農家
を問わず、移動の關係が起つて
いる現状を見失わず施策を立て
るというのであります。これは、
藤田さん御指摘のよう、近代化、
高度化、技術は入る、ある

いは法人化を進めると言われると、
これは当然に労働の移動が起つて
くることを前提としなければ、合
理化された場合に生産性が上が
つてくるのであります。農業の生
産性は上がらないのですから、
この点は同じようになることは
当然であります。これは、私は、
はっきりと農家の方々にも訴え
つて、日本の農業のあり方とい
うものを、一面には近代化し、
高度化し、技術化し、生産性を
上げるというのを、はっきりい
はして、それから、これらの生
産性は、価格政策についてはあ
るいはや違ふかもしれないけれど
も、ただ単に高価格を上げよう
とすることでは、生産だけを上げ
て、需要にマッチしない形では
だんだけだんだけ思ふのが私
たちの考え方です。私どもは、
真剣なる社会党さんの御研究は
尊重いたします。

けれども、これは、やはり地
に對して、今後の農村を再び泣
かさないのだ、作つた物は常に
安定した価格で受けとらるという
形に生産を持っていかなければ
ならぬと、これは、私どもの苦
心があるのです。これは、そう
簡単だとは思ひません。しかし
その行き方を、はっきり指導し、
訴へて進まなければ、単に現在
の目先において喜ばせても、こ
れは、ぬか喜びになるのではな
らぬか。こういう点においては、
私は、社会党さんの意見の中に
は、なかなか御議論もあると思
ひます。が、しかし、一がい
にたんぼをふやして全農家を
入れるという政策と、一面にお
いて近代化、高度化によつて
合理化することとは、おのずか
ら矛盾が出てくるのでなからう
かと

○藤田委員 そこで、社会党の資料で
は、昭和二十四年から昭和三十
三年の間に農村人口は二百六十
万減つたんだ、他産業の人口増
加は九百万だといふこと、この
ように、一年平均二十万過去年
間に減つてゐるという厳然たる
事實を認めておる。ところが、
三百萬ヘクタールを新しく開墾
するのだといふことになりまし
て、どうもやはり農業を開墾した
新しい三百萬ヘクタールに詰め
込んでしまふ、そういう誤解を受
ける。今大臣の答弁の通りの解
釈が出てくる危険が非常にあり
ます。

そこで、社会党の基本法には率直
に言つていい点もあつて、いい
点もあつて、致命的な点は、社
会党の第九條の所有形態という
問題、これは一番致命的であ
りますけれども、それは、それ
と相並んで非常に問題になり
ます。これは、ほかの産業との
關連を考へておらない。農業
自体だけを考へて、自給度の
向上によつて農家は救われる
という印象を受ける。これでは、
私は、非常に農政通の多い社
会党の案としては、ほかの産業
との關連を考へざる基本法で
は、これはなかなか今後の農
政はうまくいかぬじやないかと
考へておるわけでございます。政
府案におきましては、第二十條
で、就業の機会増大と、きつ
めて親切な規定を設けて、ほ
かの産業に移ろうという人には、
真剣に、あるいは就業のお世話
をしよう、職業訓練をしよう、
あるいは地方への工場分散も
優先的にやつて、それに入れ
ようという規定を設けてあり
ます。

この第二十條の運用で一つお伺
い

たしたいのは、労働省の職業訓練のほかに、農業従事者からばかりに転業する人のための別の職業訓練を計画するかどうか、何かその計画がありましたらお示し願いたい。

○大澤政府委員 特に別個のものを設けるというようなことでなく、職業訓練の中で、農村の方々が他の職場へ出られる場合に技術を身につけて有利な転職のできるような訓練に重点を置いて施策を進めております。

○藤田委員 次に伺いたいのは、は、大体逐条審議になつてしまいましたが、ほかの農林委員諸君からなるべく重複質問がなくて済むように各条をやつておきたいと思ひますが、第二十二条に、林業の規定が一カ条あります。專業林業と農業兼業林業との関係はどういう規模を考へておられますか。また、この林業に關しましては、これは基本法だから方向を示すだけでもけっこうでございますが、ちよつと貧弱過ぎやしないかという誤解がありますので、お伺いいたします。

○周東國務大臣 これは、主として農業と林業との關係を考へて、農業者に対して土地の拡大なりあるいは林業をあわせ経営させるような立場で条文二十二条を置いておりますが、林業全体につきましてはまだこれでは足らぬと思ひます。これにつきましては、現在森林法の規定がありまして、いろいろ規定をいたしておりますが、さらにこの森林法の規定の改正というものを考へつつ、森林關係については別途考慮を加へていきたいと思ひます。次の段階になると思ひます。

○藤田委員 その林業に關連してお伺い申し上げますが、漁業に關しては基本法に全然うたつてないのですか、どういふお考えでしょうか。

○周東國務大臣 これにつきましては、たゞいま法制局で審議を進めております。当初、一番大事な漁業の基本法を作るにつれて、必要な漁業の制度というものの改正が、諮問をした委員会の答申がことしにならぬとまだ出てこないのではありません。これを待つて確たるものを立てた方がよろうということ、一応沿岸振興法というやうな形で出す準備はしておりましたが、最近漁業権制度に關する答申が行なわれました。ついでには、それをその中にある程度入れるべきか入れぬかということ、さつぱらに言うところの研究中でございます。大体の方向はまとまりましたが、これが成案を得次第國會に出して御審議をいただきたい、かやうに考へております。

○藤田委員 次に伺ひ申し上げたいのは、第二條第一項の八号に、主として厚生省に關連した規定がありまして、農村福祉の問題、こゝういふ問題に關しまして、大臣は先ほども、基本法がいよいよ具体化すれば各省に關連があるのだと言われまして、何か相當強力な横の連絡機關ができますかどうか、その点お伺ひ申し上げます。

○周東國務大臣 この点につきましては、まだ具体的に一々の問題を取り上げてゐる段階ではないのであります。が、たとえば農山村における道路問題、これは、今まで道路といへばどうも農村をはずれた第一号、第二号国道、県道といふものを中心になつておりました。農山村における道路問題も考へていかなければならぬ。このこ

とは先ほどの工場誘致に關連した問題として私どもは考へていきたいと思つております。また、衛生關係といひますか、無医村地区の解消という關係で厚生省と話し合ひを進めて参りたいと思つております。現在一部着手はいたしております。少し時間がかかり過ぎるじやないか、早く無医村地区の解消をしたらどうかということで、具体的に相談をしたいと思ひます。また、無電灯部落を解消する、あるいは無電話地区における電話の問題とか、ことに生活改善といふものが、消極的ではありますけれども大きな立場で環境衛生といふやうな問題にも力を持つものでありますから、従来ともこれは千八百人くらい生活改善普及員の設置をいたしております。効果の見るべきものが非常にあるのであります。これが少し少ないけれども、非常に喜ばれております。むしろ婦人の方が中心になつて各県でやつておられますから、お聞きになつておる点もあると思ひます。こゝういふ点を含めていろいろと各省の關係と話し合ひをし、制度化するものは制度化していきたい、かやうに考へております。

○藤田委員 西ドイツの基本法の過去五年間の実績を見ておりますと、大体農家の収入が年々六割ずつふえてきておる。農業人口も大幅に減りまして、現在二〇%といふことになつております。その点から關連しますと、政府の所得増進計画の人口の自然減の二・九%といふ数字ではほかの産業の終戦後の西ドイツとの比較と、農業だけの西ドイツとの比較において、あまり遜色があり過ぎるのではないかと気がいたしました。大臣の御所見をお伺ひいたします。

○周東國務大臣 この点は御指摘の通りであります。これは、西ドイツにおける農業の実態と申しますか、生産対象といふやうなものがだいたい違つております。かなり輸出のできるものがあります。日本の農業の主たる關係の米といふものは、必ずしも輸出はできないものであります。こゝういふ点も違つておりました。しかし、ともかくも、今御指摘のやうに、西ドイツにおける鉱工業の發展といふ非常に目ざましい点は、ここに労働の吸収といふものが起こつた。先ほど藤田さんが御指摘になりましたやうに、私は決して社会党を批判するわけではございません。けれども、日本の國民全体に日本各産業を通じて所を得せしめることが必要であらうと思ひます。農業だけの内部で農業の改革といふことは困難な事情でございます。これは今までの日本の農村の形態がやむなき形にござつて過小農地の上に過剰農業労働力がござつて達されてきた。幸いにしてこの数年間に於ける日本の鉱工業の發展は目ざましいものがあり、これは今後も続けなければならぬし、続くものと思ひますけれども、その場合において、全産業を通じて日本の國民全体が富み、その中において日本國民が所得を得る得るという形をとるという一つの方向から見れば、なお一そう鉱工業との連關において西ドイツのごとき問題を考えて、しかも農業内部においては有効な生産を進めるやうに指導していく、こゝういふやうに持つていくならば、さらに生産は伸びていくのではなからうかと思つております。

○藤田委員 突然の命令で資料を用意しておりませんから何ですが、おそろく間違ひはないと思ひますが、先ほど終戦後西ドイツの基本法実施以来五年間の実績の一部を申し上げましたが、西ドイツの昭和三十年の農業關係の予算を一〇〇として、昭和三十五年は二一に飛躍してゐる。実に目ざましい農政予算の増加であります。私たちは、どうしても日本の農林予算を西ドイツ以上に飛躍していくことがこの基本法の裏づけの絶対の要件であると考えております。関連法律を実施いたしまして、西ドイツ並みに農政予算をふやす自信が大臣おありですかどうですか。

○周東國務大臣 この農業基本法を通じていただくといふことの一つの目標は、これによりまして、第二條に掲げである施策を國が行ない、これに必要な財政的の措置、法制的の措置、金融的の措置を講ずる義務を國に負わしてゐる。何が必要なものであるかといふことは論議はあるにしても、この法律の制定以後に於ける農業に対する施策の拡大は期して待つべきものがあると考え、また、それがあつたためにこの法律を制定しようとしておるわけでありまして、その意味においても、これが早く成立いたしましたので、皆さんの鞭撻を受けて、何が必要かといふ必要なものを出して、一緒に國家から出させていたいただきたい、かやうに考へております。

○藤田委員 今の御答弁によりまして社会党の諸君も農業基本法の成立に協力すると思つておられますが、私はさらに社会党の資料に基づきまして御質問申し上げます。二千億ないし三千億に上

る農産物の輸入をチェックいたしまして、二千億節約する、農産物の輸入を二千億ストップする、これによって農業基本法実施に伴う諸経費に充てる、こういう八カ年計画を立てておるわけでありませう。しかし、IMFあるいはガット等からしまして、貿易の自由化ということとはもう世界的な雰囲気、流れなんだ。現在日本の自由化はまだ四五%程度なんだ。西欧、アメリカにおきましてはすでに九〇%の自由化が実現しておる。この四つの狭い島にこの大人口をかかえて、今後の政策の重点は、やはり貿易の振興で、日本の高度の技術を活用するということが一つの有力な武器である。その観点からすれば、これはやはり、必要に応じて自由化を促進いたしまして、国内産物との競合は関税定率法あるいは輸入制限等によって考えたと十三条にはつきり約束しておりますので、自由化の方向はたどっていくべきである。しかし、自由化の方向をたどるについては農産物の日本における競争が激しくなつて農家に非常な不利を与えやせぬかというところが社会党の案と比較して政府案の一つの欠点のような言論がありますので、大臣、自由化の方向はどういうふうな御予定でありますか、お伺いたします。

○周東国務大臣 自由化は、原則的に言つて、私はこれを拒否すべきものではないと思ひます。しかしながら、一面におきまして、アメリカあるいはヨーロッパの共同市場、あるいは自由貿易連合、そして、国におきまして農産物等については、あるいは関税、あるいは輸入制限等によって、ガットの

承認を受けて保護をいたしておりませう。日本は、やはりその同じ形をとりつつ、その間に競争に耐え得るようにな生産費を低下し、生産性を上げ、優良な品質のものを作らうという方向に持っていくことが必要だと思ひます。だから、自由化につきましては、やはり方向としてはその方向に進むべきでありませうが、それが完全に日本の内地農産物の生産保護に欠けないように処置をとりつつ、方向は進めて参りたいと思ひます。

また、ただいまお話しのように、社会党さんの二千億の農産物の輸入を防遏して財源に充てるということとは、非常にけつこうなことであります。私も、でき得る限り農産物の輸入はこれを国産化するということを、これは政府も言ひ、またそのつもりで考えておりますが、これは、なかなか、八カ年計画ですから、一ぺんとはおしやつていけません。その中におのずから物によつてできるものとできないものがあります。これは、私も、一例をあげても入れて、その中にソフト小麦は八十万トン、あと百二十万トン、このパン用小麦をいかにして国産化するかというところについては、社会党さんもおそらく急にはいかぬし、あるいは相当分量はなかなか日本の風土に合ふぬというところになるかもしれません。こういうことを研究の上において、二千億というものを節約して全部充てるとおっしゃるならば、私もはちつとも異議はございませう。

心とした七カ国というものの経済的結合というものはますます強化されて、経済的観点から見ますと、一見独立国家みたいな、非常に強固な団結を示しつつあります。特に、ドイツ、イタリア、フランス、ルクセンブルグ、オランダその他を中心とした経済的結合が強いために、イギリスのデヴィッド・アンド・ルール、分割統治という従来の外交方針を変更せざるを得ない、ヨーロッパ各国を戦わせて、その間隙を縫ってイギリスの発展をはかつてきたイギリスの外交方針も変更せざるを得ないというイギリスの非常なあせりを痛感して帰つたのであります。こういう観点からすれば、当然相当の自由化をやるべきであると考えますが、大体欧米並の自由化まで持つていかれるつもりかどうか、自由化した場合においては、何年計画くらいで欧米並みに持つていくとするかという、大臣の御方針があったら伺いた

をして持つということもありませう。しかし、現在米の生産というものは内地においても非常によくなつてゐる現状で、外国米の輸入は、先ほど申しましたように、三年間に十分の一まで減して、農家を保護していかう、かように考へてゐる次第であります。今、何年で全部やるかということ、は、ちよつとお答えをいたしかねます。

○藤田委員 そこで、約束の時間が参りましたが、現在農業基本法に直接間接関連いたしております法案が当委員会に約十九かかつておると思ひます。このほかに、数字は正確でなくてけつこうですが、今後いろいろな法律案の提出を予定されておりますが、幾つくらいを予定されておりますか、委員会の審議の都合上お知らせ願ひます。

○周東国務大臣 大体あと四つくらいあるようでございます。会期もまだなん経て参りましたので、法案は関連のあるものですか、どうか一緒に御審議を願つて、すみやかに成立するよう願ひいたします。

○坂田委員長 野原正勝君。

○野原正勝君 同僚森田君が質問しておられたことで政府の答弁が明確でないことがございまして、第二条の国の行なうべき施策について、地域格差、地域の自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して行なうべしということに對してどうもまだ十分でないというふうな意見もあつたようであります。このことに對して私はこの際政府の見をただしたいと思ひます。

申すまでもなく、日本の農業事情というものは、九州から北海道の非常に

長い地域にわたつて、立地条件に大きな差がございまして、その間に山脈があり、小さな川が流れており、いろいろ土壌の違いもありまして、また、長い海岸線を持つておるというようなことから、実は、わが国の農業の今日までの姿を見てもみまうと、地域の特長というものを織り込まない農政はなかつたということが言ひ得ると思ひます。あらゆる農業施策の中にその地域的な特性というものを織り込んで、非常にきめのこまかな農政をやつてきたと思ひます。そこで、私は伺いたいと思ひますが、この農業基本法の第二条の国の施策、それについては、地域の自然的特性というものを十分考慮するというところについて今までもやつてきたわけでありませうが、たとえば東北地方あるいは北陸地方等を含めた積雪寒冷地帯に對しては、すでに積雪寒冷地帯に對しては、これは昨年度の延長をいたしました。そこで、農業基本法が成立いたしました以後といえどもますます重視され、きめのこまかな自然の立地関係というものを十分に取入れた農業でなければ、日本の農業は立たないと思ひます。そこで、今問題になりますことは、たとえば海岸砂地帯農業振興法とか、急傾斜地帯農業振興法、湿地単作地帯あるいは畑作地帯、特殊土壌地帯、こういうたような特殊立法がございまして、これらは期限法でございますから、ぼつぼつ期限が切れるものもございまして、従つて、この法律は政府としては当然延長するお考えであらうと思ひますが、その点はいかにお考えでありますか、一応伺つておきたいと

思います。

○周東國務大臣 ただいま御指摘の特
殊地帯における施策に関する法律は、
延長する考えでおります。

○野原(正)委員 これは、大きく言え
ば、九州から北海道までの間にわたる
日本列島の農業を行なう上において、
あらゆる立地関係の複雑な問題を一本
でいき得ないところからこうし
た特殊立法が生じたわけでありま
す。また、これをこまかく見るなら
ば、同じ一つの流域の中でも、たとえ
ば里の地帯、平野地帯の比較的恵まれ
た農村地帯というものとあれば、山
の沢をさかのぼるに従って、奥の方には
非常に恵まれない山村地帯というもの
があるわけですね。そうして、いわゆる
平野地帯においては、土地改良事業を
行なう上につきましても、相当の面積
がありまして、これは国営事業とし
て国が取り上げたり、あるいはまた
県営事業あるいは団体営事業というふ
うなことで、だんだん沢をさかのぼる
に従って、奥地になるに従ってその規
模が小さくなることは、自然の環境上
やむを得ないと思ひます。そこで、今
までの日本の農業の施策を見ておりま
す。まず国の食糧自給度の向上とい
う政策、またその要請に基づいて、や
はり最も効果の上なるそうした平野地
帯の土地改良事業などに非常に重点が
置かれた。また、その反面においては、
奥地の山村地帯の小面積の土地改良事
業などというものは非常におくれてし
まったという事実もいえない事実で
あらうと思ひます。そこで、その問
題については、小団地土地改良事業で
あるとか、あるいはまた補助面積の対
象をだんだんと減らしていこうとい

ふうなこと、積弊法その他の中で考
慮されておりますが、まだそうした
山村における農民が自分の飯米さえも
十分でないような地帯というものは取
り残されていて、そういうところは実
は生活が非常に不安定であります。

従って、国全体として見ると、食糧自
給度は非常に向上して参りまして、米
に対してはやがては生産は十分に間に
合うというような段階が近づいておる
ことも事実であります。そうした奥
地の恵まれない山村地域の住民の生活
の安定というやうなことから考えま
す。やはりそうした地帯の土地改良事
業等を行なうに、少なくとも十分な飯
米を作らせる、あるいは余ったものは
これを販売できるというやうなきめの
こまかな政策をやらなければ、非常に
片手落ちになる。つまり、里の恵まれ
た地帯だけがあくまでもよくなって、
非常に環境的に恵まれない地帯が取り
残されてしまふおそれがあるんじゃない
かというやうなことを考えておるわ
けであります。そういう点から、今日
各地から要請されておるたとえば新し
い県営土地改良事業というやうなもの
の計画を見ましても、いずれかと言え
ばそうした残された地点についての非
常に強い要請があるやうでありまし
て、そういうところについて、今後そ
うした地方の特殊な条件というものを
十分考慮した考え方をしないといふ非
常にアンバランスになるという点もござ
います。その点はすでに政府におか
れても十分に考えておられると思ひま
すけれども、地域の特性を考慮してい
るもの、あくまでも今後明確にそう
した点を十分考慮してなされるやうに、

われわれは強くこれを要望する次第で
ありますが、大臣の見解を伺っておき
たいと思ひます。

○周東國務大臣 その点は先ほど森田
さんの御質問にお答えしたのですが、
この二条の二項というのは、そういう
点を含んではつきり書いたつもりであ
ります。すなわち、地域の自然的・経
済的・社会的諸条件を勘案して施策を
やろうというのであります。この点
は、先ほどの御質問、また、お話をあ
りました僻村、山村の山の奥というや
うなものなんかについて、教育の問題
にしても、あるいは農業経営の上にお
きまして、いろいろの点について非常
におくれておる、こういう問題につ
いては、われわれは、僻村対策とも申
しますか、そういうふうな特殊なこ
とを考慮する必要があるんじゃないか
か。すでに離島振興対策というものが
できておりますが、あれには僻村対策
は入らないやうでありますから、そ
ういふやうな問題も考えていかなけれ
ばならぬということを考えております。
御指摘の通り、各地域的にきめのこ
まかな問題だと思ひます。

○野原(正)委員 先ほど藤田委員の質
問で貿易の自由化の問題が出ておた
やうであります。本日新聞を見ま
すと、大豆の輸入関税の税率の改正が
大体きまつたやうに伺っております。
西歐諸国と違つて、日本の農業とい
うものは、あらゆる面から、自然的・社会
的・経済的に不利な諸条件に置かれて
おるという事は、日本の土地とい
うものは、耕すべき耕地が非常に狭く、
しかもこれは西歐諸国と違つて非常に
地勢的に恵まれないから耕地が狭かつ
たのであります。耕して山天に上る、
山の上までも段々畑を作るといふや
うなことであつていたとしても、今
日六百万町歩にも足りないという農耕
地の現状というものを考えるときに、
私も、今後、草地開発といつたよ
うなこと、あるいはまた、現在も北海
道、東北等においてもまだまだ相当の
土地の開発は可能だと思ひます。それ
は大いにやるべきだと私は思ひます。
が、それにいたしまして、戦後の開
拓の実態を見ますと、なかなかそう急
激にうまく成功できないという事実も
ございます。もちろんこれは政府の
政策を今後大いにやらなきゃならぬわ
けであります。そういつたやうな日
本の農業の実態というものは、このま
ま国際競争にさらすというやうなこと
では、当分非常な危険があると思ひ
ます。従つて、貿易の自由化といふもの
のついては、あえて反対はできないと
おっしゃいます。少なくとも農産物に
関する限りは、もしかりに貿易の自由
化をやるとしても、その大前提がなけ
ればならぬと思ひます。つまり、貿易
の自由化に耐え得るだけの農業の近代
化が進み、生産性が高まり、農民の所得
が安定向上したときに初めて貿易自由
化という問題が考えられるのでありま
す。そうした農業に対するそれらの大
前提をもし万一でも忘れたら大へん
です。まずそれらの施策を十分に完全
に行なつて、諸準備諸体制を整つた後
でなければ、万端の準備整わさるやう
に万が一でも貿易の自由化をするとい
ふやうなことになるやうな日本の農業
といふものは非常に苦しい段階に陥つ
ておると思ひます。大臣もよくわか
つておると思ひますが、軽率に今回の農業基

本法が貿易自由化のためのものでは
あらうというように勘ぐる向きもござ
います。断じてそういうものではない
という点は明らかにしておいていただ
きたいと思ひます。

なお、私はこの問題についてはい
れあらためて伺ひたい思ひますが、大
豆、菜種等に対する価格安定のための
暫定措置、あるいはまた国内における
現在のえさの逼迫した需要の状態、こ
ういふものに対する国内での生産の
問題もございます。あらゆる角度か
ら、日本の農業は、大臣が先ほどお
っしゃつたやうに、今までは外国から輸
入に依存しておつたものではあるだけ
早くこれを輸入しなくとも済むやうに
したいというその線に沿つて、強力に
国内のそうした農産物の生産を増大
する、そのことによつて農民の所得を
ふやすというために、第二条における
の施策といふものはその角度から非
常に大きな問題が出てくると思ひま
す。従つて、非常に消極的な目で見て
みると、日本農業は国際競争に耐える
ことは困難だから、これはなかなか容易でない
という見方もありますが、見方を変
えて言へば、わが国の農業といふもの
は、国の施策のよろしきを得て、第
四条における国の財政的措置あるいは
また金融政策といふやうなものも十分
に行なわれ、あるいはまた農業の合理
化、機械化、近代化が進んでいって、
あるいはまた技術的な研究、指導機
関といったやうなものでもほんとうに
軌道に乗つていくならば、あらゆる角
度から非常に大きく生産性が伸びる余
裕がまだ残つておる、決して行き詰
まつてはいないと思ひます。今までの
日本の農政の中で非常に遺憾に思ひま

すことは、農業政策、また、農村の生産を高めるための生産基盤を整備強化すると言いつつ、結局は財政の投資が十分でなかったという一点に帰するようになっています。従って、金をかけないで大いに生産を上げるとか、農民の所得を引き上げようとしたところで、これはおそくできないことである。従いまして、先ほど藤田委員が質問をしましたが、西ドイツにおいては、法制定以前に比べるとすでに二〇〇%を上回っているというのを私も伺いまして、それが事実とすればまことにどうもうらやましいことでもあります。しかるに、わが国の農業関係予算というのは、大臣よく御存じの通り、昭和二十七、八年をピークとして財政の比率は年々減つて参つております。ここ三年ほどの間によくよく盛り返したとはいふものの、わずかに九・六%にすぎない。全体の額は千八百七十三億でありますから、これは昨年の予算から見れば四二%もふえております。これは大臣の非常な御苦労もあり、われわれもその予算の推進に当たつたのでありますが、その辺のところでも満足したり喜んでおつたのではないのであります。農政に対して最近非常に力を入れつつある事實は、私もはまことに御同慶にたえないと思つておりますが、そんなことで甘んじておつてはいけません。私もが特に遺憾に思ひましたことは、この際農林大臣にこんなことを言つてもおかしいので、いづれ企画庁長官に来てもらつてとよく聞きたいと思つておりますが、例の所得増進計画の中にとんでもない農政軽視の数字が出ておる。これは企画庁長官も何回も言い直しまし

て、絶対そんなものではございませう、新しい基本法ができれば必ずこれは十分増額する用意がございますから、これ以上あまり責めないでくれ、こうおっしゃいます、私もは何となく気がかかるのであります。というのは、ああいう数字が出たこと、経済審議会において多数の経済学者その他いろいろな方が集まつて、今後の行政投資についての十六兆一千三百億という金が出て、そのものを私はよく知りませんが、その中で、農林水産という第一次産業にわずか一兆円で済ませてくれということ。こういう、現実を全く無視した、現実の農民の要望を全く顧みないそうした数字というものが一応上がったということ、そのこと自体私もはまことに堪へずかしいと思ふ。そういうばかげた考え方があればこそ、われわれは声を大にして――これは単なる与党のための法律でも何でもございせん。むしろ全六百万農家のための農業基本法だと思ふ。その面においては、おそく社会党もわれわれと同じ気持であらうと思ふ。そういう気持で私どもは農業基本法に臨んでゐるので、第四条の財政上の措置については、許す限りというふうな半端なことではなしに、大臣もよほどこらあたりでこの基本法と心中するようなお気持でやつていただきたい。その御決意と考へまするが、特に、貿易自由化については、この際明確に腹に据えて考へてもらひたい。日本農業の生産基盤が整備強化され、その経営の合理化、近代化が進んで国際競争に耐え得るようになるまでは野放しの貿易自由化は断じていたしませんということではなければならぬのであります。もし貿

易の自由化というふうな形をやむを得ずとする場合には、その対策をちゃんと準備して、別な関係予算で、農民に対しては何らの不安がないというだけの前提、用意の上でなければ、断じて貿易自由化には乗つてもらひたくない。その点については十分おわかりと思ひますが、あらためて大臣の口から一つはつきりさせておいていただきたい。

○周東國務大臣 お話の点は、十分承知して対処していくつもりであります。今日いろいろ問題になつてゐるのは、外貨の事情から、貿易の収支関係からしての自由化ということが問題になつておりますが、私もは、あくまでも、内地の農業の保護ということ、そして、国際競争ができるように農産物の生産事情が変わるまではこの自由化問題は延ばしていきたいと思つております。しかし、いろいろな問題がこれにからんでおまして、外貨事情等の関係から自由化問題も出て参りますが、しかし、そういうことの問題を離れて、ガットにおける承認を受ければ、当然関税その他の関係で内地の農産物の保護に当たることができるとであります。そういう問題もあわせ考へつつ、お話のような点について十分努力いたし、善処いたす覚悟であります。

また、予算等の問題についてだいた御鞭撻がありました、これはその意味においてこの法案もできるわけであり、それをやるにつきては、どうか皆様の御理解と御鞭撻によつて早くこの法案を通過させていたたい、そして、あらゆる面に関して来年度予算編成までにいろいろな法律制度を作つて、これで政府に向かつて一つ強い要望を出していただくことを私は待つております。

○野原(正)委員 時間もおそろくなりしましたから、一点だけ伺つておきます。実は、小さいようなことで非常に大きな問題でございまして、この農業基本法立法の精神、また、農村を振興するといふ問題、農民の所得を他産業と均衡のある所得にし、あるいは生活水準を引き上げようとするためには、単に農政だけにとどまらず、あらゆる政策がみなそれに集中されなければならぬのであります。そこで、一つ気にかゝる問題、当面の問題がございまして。この問題は、運賃の問題であります。国鉄の運賃の問題でいまだにどうも未解決な点が残されております。私もは現在国鉄当局が非常に苦しんでおりますことはわかつておりますが、少なくとも農林水産物資についての運賃については、今回の値上げ率一五%という原則はやむを得ないといつたしましては、計算の方法その他によつて、はなはだしく不利になり、二十数パーセントにもなるというふうなおそれのあるものがあるやに聞いております。そういうものが断じてあつてはならぬと思ひます。でございまして、一五%アップという点だけは私もいたし方ないものと考えておりますが、それについて、特に食料品あるいは木林、魚介類あるいはまた農業資材である肥料その他いろいろな問題は、特に心して、国鉄当局と暫定割引の措置を強く推進をお願いしたいと思います。また、遠路離れの割引制度がどうなるのかという心配をする向きもございまして。これは国鉄当局も最近では近いところはトラッ

ク輸送に切りかえられてゐるということとではあります、遠路離れの物資については、これはトラック輸送に切りかえられない地帯であります。たまたまそういう地帯から運び出されるものはすべて農林水産物資であるわけでありまして、この遠路離れの政策的な公共割引制度というものを軽率にも取るようなことがありまると、これは、農業基本法において農民の所得をふやそう、そしてまた地域格差を解消しようといふ大精神というものが、その一角から遺憾ながらくずれ去るおそれがあるわけでありまして。でございまして、事は運輸大臣の責任に属することとでございまして、けれども、私ももしばしば委員会においてもこの問題を論議したのであります、この際、一つ、できるだけ近いうちに、これは非常に急いでおるようでございますから、大臣から責任を持つて運輸当局にその問題は当たつていただきたい。

以上私は大臣に対して御要望いたしまして、私の本日の質問はこれで終わります。

○周東國務大臣 要望でございまして、ちやうど御質問がありまして、いい機会でありますから……公共割引制度については、御承知の通り、当分のうちというのが入りました。これは、もとは六月三十日までだったのでありますが、これを当分のうちと書き変えたわけでありまして。その点につきましては、恒久的に直せという要望がありますので、今後ともこれは努力を続けていくつもりであります。その他の問題につきましても、ただいまいろいろ御要望のありました点を入れて、実

除問題としてすべてにわたって実効的に処置するように今折衝中でありま
す。それは、運輸大臣からも申し入れ
がありまして、国鉄及び農林省の事
務当局との間において折衝を開始して
おるわけであります。きまりましたら
御報告をいたすことになると思いま
す。

○坂田委員長 明日は午前十時より開
会することとし、本日はこれにて散会
いたします。

午後五時五十四分散会

昭和三十六年四月二十二日印刷

昭和三十六年四月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局